

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成21年1月16日(金) 午前10時開議
2. 場 所 第3・4委員会室
3. 出席委員
委員長 松 野 豊
副委員長 藤 井 俊 行
委 員 酒 井 睦 夫
" 戸 部 源 房
" 乾 紳 一 郎
" 高 橋 ミ ツ 子
" 伊 藤 實
" 田 中 人 実
4. 欠席委員 田 中 美 恵 子
5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長
6. 傍聴議員 森 田 洋 一 議員
松 田 浩 三 議員
関 口 和 恵 議員
青 野 直 議員
7. 出席事務局員
事 務 局 長 秋 山 純
事 務 局 次 長 倉 田 繁 夫
事務局次長補佐 仲 田 道 弘
係 長 吉 原 浩
主 査 竹 内 繁 教

8. 参考人

早稲田大学マニフェスト研究所 研究員 草 間 剛

9. 協議事項

- (1) 議会基本条例成文（案）について
- (2) 今後のスケジュールについて

開会 午前10時00分

松野豊委員長 それでは、ただいまより第19回議会基本条例策定特別委員会を開会をいたします。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員8名、欠席委員1名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

本日配付資料の確認をさせていただきます。2種類ございます。次第書、A4、1枚のものです。それから、議会基本条例素案平成21年1月版ということで、素案でございます。

それでは、早速次第に沿って会議を始めたいと思います。

2番、協議事項の(1)、議会基本条例成文素案についてということで、本日配付した資料は、前回、12月24日に開催をいたしました特別委員会で各委員に御議論いただいた部分の修正を入れております。第10条までやっていたかと思いますが、それから条例の前文、それから第1条の目的を追加してございます。前文と目的の文案ということで入れてございます。今日は、11条からやるわけですが、11条からずっと最後までやって、その後全体を再度見直した結果、前回の特別委員会後に前文については若干条文を修正をいたしました。以上のことを反映させた最新版の素案となっております。今日は11条からやりますので、そちらの本文のほうの議論終了後に前文と目的の議論は最後に行いたいというふうに今日の段取り上は考えております。それから、前文案については、24日の特別委員会で、皆さんで考えるか、それとも正副委員長、事務局で一たん素案をお示ししてもらっていただくかということを経験した結果、正副委員長一任と御一任をいただいております。前文と第1条の関係につきましては、前文をちょっと多目のボリュームにして、目的はすっきり簡潔な文章にするということで、既に特別委員会の中で昨年協議した結果、そのような方向性が出ていましたので、このことを念頭に置いて正副委員長と事務局で延べ3日間行いました。年明けからですが、1回の協議が大体2時間から2時間半に及びましたけれども、それを3回行って、約6時間ほど議論を重ねまして前文案と目的の文案をつくった次第です。そのことを申し添えておきます。

本日の議論につきましては、第4章、11条、文書質問の部分から御議論いただくことになっております。あと、先に申し上げておきますけれども、第13条、地方自治法第96条第2項、議決事項の拡大の議論は、議論がいろいろまとまりにくいことが予測されますので、一たん飛ばしまして、最後に議論するということで進めたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、素案のほうに移りたいと思いますが、暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

松野豊委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開します。

では、戸部委員。

戸部源房委員 文書質問については、この文言でいいとは思いますが、2項めに市長等は適切な回答を行わなければいけないということ書いてありますよね。これ期間とか、そういうものが大体決められていると思うのですが、私よくつかんでいないので、他市の状況とか、そういうのはどうなのかなど。

松野豊委員長 文書質問に対して、市長等は適切な回答を行うよう努めなければならないと11条の2項にありますけれども、議員が質問を出して市長がいつまで、例えば1週間以内に答えなければいけないとか2週間以内に答えなければいけないとかという期間を設定している議会がほかの市議会というか、既に議会基本条例を制定した議会の中でそういう期間まで設定しているところがあるかどうかという質問なのですけれども、わかる範囲で。

草間研究員。

草間研究員 今の委員の御質問ですけれども、文書質問を議会基本条例の中に定義づけている議会というのは少なく、直近ではこれ上程されました北海道福島町議会、ここで何回も取り扱わせていただいておりますけれども、福島町議会では文書質問を議会基本条例の中に載せております。ただ、何日間以内の回答というのは、これ別に要綱を定めまして、議会基本条例の中ではそこまで踏み込んで書いておりません。要綱の中で、議長を経由しておよそ2週間、10日間でしたか、以内に回答するというふうな規定に要綱としてなっているのが実情でございます。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 事務局にお尋ねしますが、今現状はどうなっているのですか、流山市の場合。

松野豊委員長 倉田次長。

倉田議会事務局次長 文書質問に関してなのですけれども、現状皆さん御案内のようにまず一般質問、一般質問のほかに当然緊急性あれば緊急質問というこの2つが現状です。ですから、一般質問か緊急質問、文書による質問というのは、当然会期中であれば基本的には一般質問か緊急質問以外には

ちょっと考えられないというか、あくまでも会期中の休会中でもできますよということなのですが、その場合でも会期の間で質問することは一応今流山市の場合は可能ですので、文書質問については今までなかった……

[何事か呼ぶ者あり]

倉田議会事務局次長 資料請求と文書質問というのは、ちょっと趣旨が違うということです。あくまでも文書質問というのは、今言った一般質問あるいは緊急質問以外の質問ということですので、資料請求とはちょっと趣旨は違うということです。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 それはわかったのですが、資料請求も含めて市長はどのくらいで答えているのかと。そこら辺ちょっと。

松野豊委員長 倉田次長。

倉田議会事務局次長 資料請求は、一応2週間以内ということで執行部のほうにはお願いしてあります。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 第1項に、議員は、休会中に必要な場合に限りと書いてあるのですが、どういうふうに取り扱ったらいいのですか。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 必要な場合に限りという表現にした理由なのですが、解説のところに書かせていただきましたが、先ほど次長から御説明させていただきましたように緊急質問等がもともと会議規則には規定されております。いわゆる一般質問で質問時間が不足、その一般質問のつなぎのような質問をしようというのはもともと文書質問を規定しようとした趣旨ではございません。議会として休会中にどうしてもこの問題を解決しなければ議決に影響する、判断ができないであるとか、どうしても議会全体としてその部分を解決しなくてはならないという緊急性、それと全体でそれを認める必要性というものが前提の文書質問という意味で、必要な場合に限りという表現をさせていただいております。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 通常の議会の中でも、緊急質問の場合は緊急に値するかどうかを議運で議論しますよね。これ休会中に文書質問する必要性をだれがどこでどう判断するのですか。

松野豊委員長 倉田次長。

倉田議会事務局次長 一応流れる的には、まず議長に提出していただくと。当然議長はそれを議会運営委員会に諮ると思います。議会運営委員会でそれが適当であるかどうかという、緊急質問と同じような取り扱いにはなるかだと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 そうすると、この辺も要綱等にきちっと書くのですね。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 先ほど要綱という発言をしたのですけれども、福島町の場合、会議規則の間違いでございまして、会議規則で指定しているというところがございます。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 だから、1つはそういう会議規則で必要性をどう確定するのかという仕組みをきちっとしていただきたいということと、もしこの1項の文言がそういうふうに取り扱われるような文言に変えられるのであれば、そのほうが望ましいかなと。どちらかではないかなと思うのですけれども、どうでしょう。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 この会期中に必要な場合に限りということ、当局の説明だと緊急質問と同じような緊急性が必要だということなのではあるけれども、乱発されると当局も困ってしまうという部分があるからだろうと思うのですけれども、そういう制限を余りつけると非常に使いづらいという感じがするわけです。これ国会でも今問題になっていますよね。質問趣意書をいっぱい乱発し過ぎてどうのこうのということで問題になっていますけれども、福島町なんかそういう制限はないではないですか、文言見ると。もちろん乱発して、それで当局の事務の執行に差しさわりのあるようでは問題なのだけれども、でもそのとき緊急性という判断を絶えずしていくというのはちょっと違うのではないかなというふうに思うのです。たしか伊賀市なんかでも緊急性ということは入れていなかったと思うので、その辺はもう少し緩やかな形にしていかないと、実際には議運で一々緊急性あるなしの判断をして、それも全然使えないみたいな話になってしまうと、それも問題だなと思うので、私はそう思いますけれども。

松野豊委員長 倉田次長。

倉田議会事務局次長 その文書質問なのではあるけれども、まず基本的に議会はよく言われる言論の府であると。つまり言葉でお互いに理事者というか、執行部とやりとりするというのが原則ということで、ですから文書質問はあくまでも例外的という形で、ちょっと先ほどうちのほうで乱発云々と言ったのですけれども、そういうことでなくて、あくまでも言論の府であるから、一般質問なり緊急質問で口頭でお互いにやりとりをしてもらうということがまず原則ですよということで、文書質問は例外的といいますか、そういう意味でとらえていただきたいと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 その点では、今日持ってこなかったのだけれども、前に講師で来ていただいた加藤先生の本の中には、国会の質疑というのは、これは基本は文書なのだと。ただ、例外というか、基本は文書のやりとりなのだけれども、国会の会期中については口頭でやっているというふうな記述があったのです。それは、歴史的なものだと思うのですけれども。その辺で、確かに口頭でやるのが

会期中は当然なのだけれども、余り制限をすべきではないと私は思うので、その辺はどうかのかわかります。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 今の乾委員のご発言に関連してですが、伊賀市で定めております文書質問の規定趣旨ですが、議会開会中も閉会中も議会と執行部が緊張関係を保持していくという趣旨と、もう一点、いわゆる議員から行政部局に対する口ききや働きかけを防止し、透明性を確保するという意味で執行部と議員の接触の透明性を確保する観点があり、いつだれがどのような内容で質問しそれに対して執行部がいつどのような内容で回答したのかを公文書で残すという趣旨もあり、今皆さんで御議論いただいている内容とは若干趣旨が違ふと感じます。先ほど次長が御説明させていただいたとおり、議会は言論の府というのが大前提であり、緊急質問等もありますのでそれに照らし合わせると流山市が設定しようとしている文書質問が必要なのか必要ではないのかという御判断は実効性や運用面を考えたうえで委員会決定していただく必要があると考えます。伊賀市の規定趣旨で文書質問を設定するのであれば、今のご議論とは別に議論いただいたほうが整理がつくのかなと思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 最初この文書質問に対する意見を皆さんで出し合ったときに、個人の議員が例えばこういう質問というか、尋ねていきたいといったときに、口頭でやるのではなくて、きちっと文書でやれるというふうなものにしていくのだという話だったと私は記憶しているのですけれども、今おっしゃっているように、議会は言論の府という中で、緊急質問と一般質問は、これは議運の許可をとってできることになっているわけですから、では果たしてここに載っている文書質問というのはだれが請求して文書質問に値するのかわからないのかというのをどこで決めるのかというふうには私は疑問を感じるのですけれども、さっきお話聞いていると、緊急質問に値するかどうかを議運なりで決めて、議員全体の合意で質問をしていくという、その中身が余りよくわからないのです。議員個人が当局に物を尋ねていく場合に、文書で質問したほうが文書録も残るし、いろんな防止ができるという意味でやっていくという考えでこの文書質問を入れていくのか、それ以外に議会として合意のもとで文書質問を本会議以外の場所での質問をするのか、その辺を明確にしていけないと思うのですけれども。

松野豊委員長 ちょっと整理をさせていただきます。恐らく2つ、先ほど事務局の竹内主査からあったように、他市の既に文書質問が入っている議会の例によれば、この文書質問というのは一般質問を文書化したもので文書でやりとりするという意味ではなくて、いわゆる口ききだったり議員さんがふだんの議会外、休会中の活動の中で執行部とやりとりをするときにすべてそれを文書化して記録に残しましょう、通称は口きき防止条例とか口きき防止対策みたいな、もともとは片山前知事ときに鳥取県から始まったやり方ですけれども、そちらの要素、傾向が強いのかなという気がしま

す。一般質問では足りないので、休会中に一般質問的な要素で文書質問しようということは、これは後で見解を草間研究員にもお伺いしたいのですけれども、先ほど倉田次長もおっしゃったように、議会は言論の府ですから、文書でどンドン一般質問的なものが飛び交うというのは余りそぐわないのかなと。もしそういう一般質問的なものを増やしたいということでしたら、伊賀市議会は僕よくわからないのですけれども、北海道の福島町は実は通年議会をもう既に導入していて、要するに一般質問の機会を増やそうという趣旨にするのであれば、今まで議論してきて、通年議会はまだ後の課題にしよう、今回の議会基本条例では通年議会のことは触れないでおこうということを一回特別委員会で方向性出していますので、今回通年議会のことを入れるということはまた議論が別というか、今回の3月上程の案に入れるということはちょっと難しいのかなという気がしていますけれども、ただもっと一般質問的な機会を増やそうと、我々の趣旨目的としてそこにいくとなると、その解決策というか、手段は通年議会なのかなという気がしますが、その辺草間研究員、もし見解があればいただければと思います。

草間研究員 以前の特別委員会でも発言をさせていただいたのですけれども、文書質問は二面性があると思います。1つは、休会中においても執行部との緊張関係を保持するという面、それから2つ目としまして質問内容を透明化することで、先ほど委員長がおっしゃられた口きき等の防止、要するに透明性と緊張感の保持というこの二面性で運用されているのではないかというふうに見解を持っております。

以上です。

松野豊委員長 ということなのですけれども、皆さんちょっと自由討議というか、御議論。

田中人実委員。

田中人実委員 文書質問の二面性の中で、口きき防止と、そういう側面は、私個人的な感覚では流山市の現状においてそういう特段の事例もないし、そういう面での規定はどうかなというふう思うのです。もう一方、今度通年議会の議論は別にして、執行部との緊張関係を保つための緊急性のある質問というふうにもし位置づけた場合には、事務的なこととかいろんなことを考えながら、やっぱりある程度のルールは必要かなと思います。私個人がこういう文書質問をしたときにどういうことが想定されるかちょっと思い浮かばないのですが、例えば閉会中に今回の市長が流山市の緊急経済対策等を打ち出しましたよね。以前は議会に説明がない前に記者会見を行って市長がばんと訴えたというのがあって、それは議会からもちょっと反発受けて、事前に説明しろという何か議論もあって、今回は代表者会議等で事前に説明をしていただいて、そこで代表者のほうからいろんな質問が出たわけで、そういうこともできるのであって、文書質問の取り扱いとイメージがなかなか今自分の中でも確立していないのですけれども、自由にいつでもできるという考え方ももちろんあるでしょうけれども、その辺を大きく議論しないと、このまんまで、はい、ではこの条文に載せませんというのはちょっと拙速かなという気がするのですけれども。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私もどういうときに文書質問をするのかということについて一定のルールを決めなくてはいけないとは思いますが、それ自身は。ただ、目的が、年に4回しか議会ないわけだから、閉会中も含めて絶えず執行部を監視する機能をどう持つかという点で、文書質問というのは非常に有効だというふうに思いますので、議運を開いてその都度というふうな、今緊急質問をやっているような形までやってしまうと、非常に窮屈な制度になってしまうのではないかとこのように私は思うので、それで福島町の場合も、もちろん通年議会だけれども、通年議会でも開会以外は休会しているわけでしょう。こっちは閉会中なのだけれども、福島町の場合は休会中に文書質問ができるということで、規定見ると、主体的、機動的な議員活動に資するためと、そういう目的にしているので、一定のルールは当然必要だと思いますけれども、なるべくチェック機能、監視機能を果たせるような内容にしていく必要があるのではないかなというふうに私自身は思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 例えば現実的には、つい最近ですとごみの有料化というのがありましたよね。これの問題については、うちの会派でも文書で市のほうとやり合って、また他の会派でもそういう形でやり合って、これは結局のところ延長したわけですよ。ですから、休会中でもそういうことが今後はどんどん起きてくるだろうというふうに思いますので、この規定、どういうルールでやるか、そこら辺をしっかりとやれば、私はいいのではないかなと、監視機能等々も含めて。今回流山市の場合はいろいろな問題がございますけれども、突然ぼんと出てくる場合非常に多いものですから、いや、これ多いものですからって、私が感じた限りですけれども、そこら辺の問題もきちっとチェックしていかなければいけないだろうと、これから。そういう意味では、私は会議規則等々できちっとルール化した上で、これは入れてもいいのではないかなと。これは、将来的には通年議会というようなこともございますけれども、今回は入れないとしても、そういうような緊張関係は入れておいたほうがいいのではないかなと私は思いますけれども。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 そういう方向性であれば、この1項の必要な場合に限りという表現は、下の解説のところでは緊急を要する場合に限ってと書いてあるのだから、そういうふうには書けばいいのではないですか。

松野豊委員長 書くか、今ちょっといろいろ皆さんに御意見いただいていますけれども、議論はこの休会中の必要な場合に限りを極論すれば削除してしまっ、議員は議長を経由してというふうには、ここを削除してしまうか残すかというところの焦点かなという。それで、解説文も緊急を要する場合に限ってというふうには書いてありますけれども、この解説文も解説文ですから、我々が決めればいい話で、あくまでもこれは事務局と正副委員長で一たん整理をして、案として出しているものだから、もちろん皆さんの議論をもとに案として出しているのですけれども、ここで議論するところ

ろは、つまり休会中に必要な場合に限りを残しておくか取ってしまうかということかなと。

乾委員。

乾紳一郎委員 私の要望としては、取ってもらって、それで文書質問については必要な事項は会議規則で決めるとか、そういう書き方にしておくのがいいのではないのでしょうか。

松野豊委員長 いかがでしょうか。今乾委員から御提案ありましたけれども、福島町がそうなのですね。今画面に出しますけれども、これ福島町の素案です……もう可決されたのだから、12月。まだですよ。まだ素案ですけれども、文書質問というところで、第12条になっているのですけれども、ここは議員は、通年議会の制度を活用し、休会中においても主体的、機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問することができる。2番で、文書質問について必要な事項は、会議規則で定めるというふうになっているので、今我々の当市の議会基本条例の成文書では11条の1項と2項になっていますが、例えば第11条3項というのを付け加えて、文書質問について必要な事項は、会議規則で定めるという一文を入れるというのはいかがでしょうかと御提案かと思いますが、いかがでしょうか、皆さん。よろしいですか。

休会中に必要な場合に限りは取ってしまいます、そのまま残すでもいいのですか。取ってしまう。取ってしまうでもいいですか。取って、3項で付け加えて、3項で文書質問について必要な事項は、会議規則で定めると。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 今御議論いただいている休会中に必要な場合に限りを取るか取らないかというのは大きなことをごさいます、改めて申し上げるまでもないと思いますが、休会中というのは本会議の会期が決定し、その間で会議をやっていない部分が休会中という表現でございまして、これを取ることによって1年中という意味になりますので、大きな違いがありますので、これはその部分を御議論いただかないと、今後の運用を考えると問題になると思います。

松野豊委員長 休会中というのは、では必要な場合に限りを取るというの。だったら問題ないの。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 今事務局のほうで協議をさせていただいたのですが、休会中に限りというのは絶対外せない。なぜかといいますと、これを抜きますと1年中ということになります。では臨時会もあるでしょうという話もありますので、休会中というところは必ず縛っていただいて、会議規

則の中でその運用については決めていくという意味合いで載せることは可能ではないかということになります。

[何事か呼ぶ者あり]

竹内議会事務局主査 はい。

松野豊委員長 それでは、整理をします。11条の第1項は、議員は、休会中に限り議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるというふうに変えます。それから、画面上では変えましたが、第3項を追加して、文書質問について必要な事項は、会議規則で定めるというふうにします。解説までやっている我们今天終わらなくなりそうな雰囲気なので、ちょっとさらっと流しますけれども、休会中に緊急を要する場合に限ってというのを休会中に限ってに変えてしまってよろしいですか。その緊急性かどうかということは、後で会議規則の議論のときにやってもらうということで、この基本条例上の解説は緊急を要する場合に限っての緊急を要する場合にを削るということによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松野豊委員長 これ解説は後でまたもう一回通しでやる感じでよろしいですか。とりあえず本文のほうというか、絶対やらないということではないですけども、臨機応変に議論していきますけれども、解説は後でもいいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 解説は後でもいいと思います。

それで、田中さんのほうからさっきいわゆる口ききなんていう事例があるのかというふうな話が出たのだけれども、委員長と副委員長の提案ではその部分外しているのだよね、今回。その辺も今後の問題としては視野に入れていくというか、ここの議会基本条例の中ということではなくて、口きき防止というのを視野に入れていく必要があって、実際に流山市ではかつて1,500万円問題があって、それであるときにも新聞報道で口ききの問題も報道されていたりしているので、その辺はきちっとしていく必要があるということは私も……

松野豊委員長 この議論の中で出てきたことではありますけれども、またそれは別で議論することでもいいですか。流山市の政治倫理条例の中にも、実はちょっと入っているのです。いわゆる先ほどの福島町のようなものが入っていたりするので、その辺との整合もとらないといけないと思うので、これはまた別途議論をしていくということで。

では、11条はよろしいですか。

仲田補佐。

仲田議会事務局次長補佐 今の解説の中で、緊急性を取るというお話なのですが、文書質問、これをイメージしているのは、会期中で、なおかつ閉会中というような意味合いです。会期中であれば、通常の一般質問、それ以外に議員としては緊急質問というような質問の機会があります。それ以外

に、会期の関係で質問に対して回答できないというような、例えば最終日の最後の段階で質問というような形が出てきた場合に文書質問とか、そういったようなものをイメージしておりますので、ずっと文書質問が出てくるというような形で、緊急質問を補完するような意味合いというような形でとらえているかと思うのですが。ですので、緊急性についてそれを取るというのはちょっといかなものかなという見解です。

松野豊委員長 ということは、今仲田補佐の例で言うと、今回はちょっと議会基本条例とか自治基本条例とかいろいろあるから、2月から議会始めますけれども、通常は3の倍数月議会ですよ。今の説明だと、議会会期中に休会というのが幾つかよくスケジュールで出てきますけれども、そのことを言っているように聞こえたのですけれども、つまり言い方を変えると、1月とか、全く議会のないときに文書質問はできない解釈だという意味ですか。ちょっと確認です。そういうふうには聞こえたのですけれども。

仲田補佐。

仲田議会事務局次長補佐 これは、休会中というのはそういう意味です。会期内のことを指しております。

松野豊委員長 閉会中と休会中とあるの、言葉が。それは、地方自治法上できないのですか。解釈の問題ではないの。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 執行部が困るから、それはそうかもしれないけれども、地方自治法上できないの。解釈上、例えば流山市議会は、いや、もう閉会中でも、要するに将来的に例えば通年議会であるとか、そういう口きき防止的な要素も含めて活発に文書によって記録を残しながらとって行くのだという、そういうやり方なのだといったら、それは地方自治法なり会議規則なり何か法を犯すことになるのですか。

倉田次長。

倉田議会事務局次長 それはございません。ただ、私ども会議規則当然ございますよね。その中に、質問というのがあって、当然一般質問、緊急質問、その下に多分今度は文書質問というのが入るはずなのです。これは、あくまでも会期中のことを想定した会議規則ですので、閉会中については、それは想定外というか、会議規則には逆に言うと載せられないと。あくまでも会議の規則ですから、会議というのは会期中のことを会議ということですから、ここでいっている会議規則にその必要な事項を定めるといったときには、閉会中についてはここには載らないということ、逆に言いますと。ですから、休会中というのは会期中につきり会議を開かない休会、議案審議だとか、そういうための休会つくりますよね。そのときに文書質問ができますよということが今回の文書質問の、ですから閉会中と休会中は当然違うということで、会期中におけるものについての会議を開いていないときに文書質問ができますよと。当然会期中であれば、先ほど言ったように一般質問なり緊急

質問があるわけですから。

松野豊委員長 わかりました。多分福島町は、今また画面に出しましたけれども、通年議会制度を活用しているから、年がら年じゅう議会やっているから、休会中という表現になっているのですよ。うちはまだというか、通年議会採用していないから、閉会中と休会中ということがあると。

では、乾委員。

乾紳一郎委員 会議規則が開会中のみに適用されるかどうかというのは、僕は必ずしもそうではない。そういう分野以外、要するに本会議と同じ中身だから、文書質問は。本会議の質問のやりとりと同じ中身なので、そこは決してそんながちがちの解釈でなくても僕はいいのだというふうに、それは必ずしもできないとは思わないのだけれども、ただここで言えば明確に閉会中ということと、そういう疑義があるのだったら、会議規則ではなくて、別途規則によって定めるでもいいのではないかというふうに思いますけれども。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 例えば委員会でも閉会中の継続審査やるわけですよ。議会が終わって、次の議会までに審査とか調査研究できるわけだから、そういう考え方からいえば、閉会中にそういう文書質問ができるというふうに規定することは何ら矛盾しないと思いますけれども。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行委員 伊賀市の例を見ますと、会期中または閉会中にかかわらずということで、1年間を通して文書質問ができるようになっていきます。議員がつくっていくもので、ある程度要綱のところにもラルを持ってとか乱発を避けるとかという文章をちょっと入れておくだけのほうがいいと思います。自分たちの行動を縛るような条例ですと、前向きな提案ということにはならないと思いますので、その辺少しもう一度皆さんで議論していただかないと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 ちょっと考え方いろいろあると思うのだけれども、会期中でも閉会中でもどっちでもかかわらずと書くと、会期中の緊急質問をする場合に議運で緊急性があるかどうかで議論しているのだから、文書質問だけは会期中でもそういう議論しないのでできるとなると、今度また矛盾ができるでないか。それだったら、閉会中だけにしておいたほうがすっきりするのではないですか。会期中は、従来どおり一般質問と緊急質問というふうにしておいたほうがいいのではないかなと。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 皆さんの意見が大体方向として出てきたと思うのですが、これは先ほどの執行部の考え方からいえば、休会中でなくて、閉会中という表現にしたほうが問題ないのではないかなというふうに感じます。

松野豊委員長 では、閉会中で大体まとまってきました。一応参考までに、今大きくしましたけれども……

吉原係長。

吉原議会事務局係長 私のほうから言っていいのかわからないのですが、要するに一般質問というのは、会議が開かれているので、質問するような形になっておりまして、会議も開かれていないのに質問ができるような形になってしまうと、その区別というのはどういうものなのかなというところの問題があると思うのですけれども。要するに議会が招集されて議会が開かれているときは議会として質問できますけれども、それに対してこれは完全に議会開かれていないで議長判断とか議運の判断で質問をしてしまうという手続上の違いもあると思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

松野豊委員長 法を犯すということではないのでしょうか。考え方というか、解釈上の問題ということ。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 言ってみれば解釈上の問題にはなってくると思いますけれども、ただなぜ一般質問が開会中にやっているかという、議員さん皆さんの前でいろいろな質問をしますので、もし閉会中に質問をした場合には、会議録にも載りませんので、どうするのかなと思うのです。これが開会中であれば、その会期の会議録に載せて公開することができると思うのですけれども。

松野豊委員長 それについては、文書質問ですから、公文書ですから、会議録には載っからないけれども、文書質問されたものは公文書として公開して、例えば議会のホームページでも文書質問した議員がいつどこで何時何分にその文書質問が出て、こういう回答があったというのを公開していけば、会議録の中には載らないかもしれないけれども、公開性というところでは担保できるのではないですか。

松野豊委員長 倉田次長。

倉田議会事務局次長 今の公開の関係なのですから、仮に会期中であれば、ほかのどこの議会もそうなのですから、文書質問やっているところは会議録に載せることを規定しているはずですよ。つまり議会は公開を原則としているわけですから、会議録が一番公開性というか、あるわけです。それで、言うように閉会中であれば、会議録にまず載らないというのは、情報公開の公開とはちょっと違うということで、あくまでも会議録に載ったものについての公開と考えていただかないと、ほかで公文書だから出るという考えではなくて。

松野豊委員長 だから、ちょっと待って、これ議論なので。でも、公文書扱いでしょう、文書質問は。だから、発信していくというか、情報公開請求がなければ公開しないというのではなくて、さっき言ったようにホームページとかで積極的にというか、情報公開コーナーとかで、例えばうちで言えば政務調査費がそうですけれども、ほかの市議会は請求がないと出していないけれども、うちは情報公開コーナーに積極的に全部提示しているわけですよ。という形で、積極的に公開しておけばいいのではないかなという気がしますけれども。

田中人実委員。

田中人実委員 自分でいろいろ議論しながら変わっていくのだけれども、あともう一つ、安易にやった場合にこういうおそれがあるというのを想定すると、例えば一般質問は陳情、請願になるべく変わらないでというルールというか、申し合わせがあるではないですか。では、閉会中に文書質問をした場合に、事前に市民の方々のいろんな陳情にかかわるようなテーマに触れてやることも可能になってくるわけですね。そうすると、文書質問のときの質問の位置づけと執行部から出た回答の重みというか、やっぱり文書で出てくれば当然執行部の考えですから、その辺の整合というか、懸念も感じます。

松野豊委員長 大分議論がいろいろいい意味でだんだん醸成されてきているというか、だと思うのですけれども、僕も今の田中人実委員の御意見聞いて、ふと思ったのは、決して悪いことではないのですけれども、いいことだと思うのですけれども、文書質問が今度活性化してしまったときに、では本会議の重みと文書質問の重みってどうなのだったか、どこかで多分職員たちは、一般に言われているのは議員が怖いと、議会が怖いと。一般質問で答えるのが大変だといういい意味でのプレッシャーというか、緊張関係があるのですけれども、文書質問と本会議が両方活性化していってしまると、何か突き詰めるとそれは文書質問ではなくて、通年議会なのかなという気が、ちょっと感想ですけれども。

田中人実委員。

田中人実委員 別に口ききとか、そういうことではなくて、例えばある行政分野で現場の課長さんと部長さんと議論する場面があるでない。こういう事業についてこんな考え方のほうがいいよと、本会議ではなくて、どうなのだとか。口ききという意味ではなくて、そういう日常的な意見交換もできなくなってしまうという。それは出すよと言えば、向こうは緊張して何も本音しゃべらないでしょう、恐らく。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 基本は、要するに会期というのが年4回で、言えば4カ月ですよ。その範囲で口頭でやっているわけだけれども、議会の役割としても、これぐらいの市になれば、日常的に議会がチェックをしていく仕組みをどうつくっていくかということで、通年議会という流れもあるし、その一歩手前としてこの文書質問というふうなことも出てきているわけだから、そこをどう生かすかという議論をしていかないと、もちろんいろいろありますよ。だって、まだそんなにやっているところないから。でも、先行している市のどういうふうなそれぞれ判断しているのかなんかも含めて、制度化していくことは、僕は大事だというふうに思う。文書質問と議会中の質問違うのです。というのは、文書質問は行って帰るだけなのだから。一般質問というのは、行って帰って、行って帰ってという議論でしょう。それは、質が違うのです、それ自身は。公式の見解かもしれないけれども。そういう意味で、会期中の一般質問のかわりではないので、私は生かしていきたいというふうには思いますけれども。

松野豊委員長 どうですか。ここは議論というか、多分100%完璧な条例は難しいので、いろいろどこかで現実で落とし込んでいくしかないのですけれども。

戸部委員。

戸部源房委員 議会は監視機能とか、あるいは言論の府と、あるいは文書の府でもあるわけですよね。ですから、それを前進させるためには、いろいろな問題ありますよ。だから、そのためにはいいのではないかなど。ただ、問題は、さっき田中さんから出たように、この運用の問題だよ。運用の問題をきちっとルール化しないと混乱してしまうということがあるので、そこのルール化だよ。議会基本条例が成立した後で、きちっとそれは吟味して決めていかなければいけないだろうということだよ。

松野豊委員長 わかりました。10時から開会して、この11条だけで1時間も議論してしまったので、どうですか。とりあえずそろそろまとめたいと思うのですが、だからこれいろいろ事務局の見解もあろうかと思えますけれども、議員は閉会中に限りにして、これでおいておいて、一たんこれで運用すると。運用する前に、当然今戸部委員からもあったように会議規則というか、運用上のルールをまた別途それは決めなければいけませんけれども、議会基本条例で規定した以上、必ず途中でやめるというわけにはいかないもので、一たんやってみるという前提で文書質問はこれを閉会中に限りに変えて残しておく。中身というか、運用上の問題については、会議規則も含めて……

草間研究員。

草間研究員 この議会基本条例の特別委員会始まって以来、今事務局とこちら側が非常に揺らいでいる現象が起こっておりまして、確かに事務レベルのことを考えますとこれちょっときついものがあるのです。また、議員の皆さんのチェックしたいという思いが、これは事務局の思いを超える理論が立っているのです。ただし、文書質問については、これやっている福島町につきましては試行期間があるのです。試行期間やってみて、これはやっぱり必要だねという議論になりまして、かつ福島町の場合は5,000人の町でございまして、かつ文書質問の内容というのもほぼ一般質問に近い当たりさわりのない内容が特定の議員から出たという背景がございまして、それで、今の運用ですと、これは運用になっていく時点では歯車が回らないとうまくいかないものですので、もう一回その必要性和、あるいは福島町のように試行期間を踏まえて議会基本条例の見直し手続で入れるというのを入れたほうが、客観的な立場で言わせていただくと、議会基本条例としてはよいのかなど。皆さんやはりやっていないものですので、要するにほかのところではやっているから、うちもやろうという、自分で文書質問の必要性の中で出てきた議論というよりは、議会基本条例の文書質問の議論の中で出てきた議論でございまして、それは議員の皆様の御判断でございましてけれども、やりたい思いというのはもうとまらないと思いますので、その辺を踏まえていただいたほうがよろしいのではないかなというふうに客観的には感じております。

松野豊委員長 では、そろそろまとめたいのですけれども、要は文書質問を方法論としては、先ほど

ちょっと途中までしゃべっていましたが、休会中を閉会中に変えてこのまま残す、一たん議会基本条例の中にこれを入れておいて、試行的ではないですけども、一回やってみる。やってみているいろいろが出てきて、いや、これはやっぱり文書質問より通年議会のほうがいいねとか新たな議論が生まれてきたときに、見直し手続の中でまた出し入れというか、条例の変更も含めて考えるというのが1つの案、それからもう一つ、今草間研究員から御提示いただいた、一たん外すのだけれども、実際に試行で運用をかけてみる。今年1月ですから、例えば4月、3月でもいいですけども、3月は開会があるので、3月議会が終わった後、4月以降に例えば3カ月間とか期限を決めて一回文書質問というのを運用上でやってみる。やってみた中で、会議規則をどうするかというのを議運で議論することになるのかなという気がしますが、議論して、その後で来年以降の見直しで、やっぱり文書質問入れておいたほうがいいよねということになれば、後から条例に入れると。このどちらかだと思いますけれども、ちょっと皆さん御意見をいただければ。

戸部委員。

戸部源房委員 私の方は、前者のほうなのです。とりあえず入れておくと。それで、実際問題うちの会派でも市長に対しては何回も文書で出しているのです。ただ、その上で正式な回答というふうなことは口頭でもらっているという、まだ決定していないのでということで、文書では来ていない。ほかの会派でもやっているということ聞いています。ですから、これは残しておいて、問題はどのようなルールでやるかというような問題を話し合っていけばいいのではないかなと、私はそういうふうに思うのです。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、今ちょっとストップというか、注意になったのですけれども、本会議での一般質問や緊急質問にこの文書質問が準じたような形になってしまう危険性があるわけですよ。でも、重要だからということになるのだらうと思うのですが、この内容とか質問できる中身とかによろと思うのですが、むやみやたら議員ができるわけですから、議長を経由していけば、今の状態だと。そうすると、絶えず一般質問を受けているような、文書質問を受けて回答を出すという執行部の緊張感というか、緊張があつて当たり前と言え、そこはわかるのですけれども、でも絶えずになるのですよ。だから、そこら辺を考えて、またこれだけ草間先生も原点に戻ってもう一回議論し直したらいいのではないかという状態まできているということは、条例づくり、自治基本条例も議会基本条例もそうですが、これだけ異論があるということは、走るというか、このまま突っ走るとは、私は条例に載せてしまうということは、余り走るべきないという立場です。もう少し慎重に……

松野豊委員長 では、一たん仮に外したほうがいいのかということですね。

高橋ミツ子委員 はい。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 議会の一般質問もいろんな内容が、みんな正しいのだけれども、要するに政策要望になっていってしまうのですよね、でもそれは一般質問なのでしょうけれども。それで、戸部さんが会派でも質問出しているのだと。私逐次は見えていませんけれども、往々にして会派の政策要望になっていく可能性がある。質問と要望とは違うわけで、これをやってくれとかこうすべきだとかという質問だと、執行部はなかなか本会議での回答とは違って、回答に困るだろうし、そこのところですよ。だから、文書質問とさらっと一言で言っているけれども、その内容がよく規定されないと、それは試行でやるというのももちろん大事は大事かもしれないけれども。だから、もうちょっと時間くれませんか、ここで判断ではなくて。

松野豊委員長 結論出すというのではなく、ではこれ一たんパーキングエリアというか、横に置いていいですか。ここで全然、もうこれで1時間10分、では11条ちょっと横に置きます。ここまでのところで、一たん横に置きます。

12条ってよろしいですか、このまま。では、12条です。適正な議会費の確立。議会は、適正な議会の活動費を確立するため、自ら議会費の予算要望を作成し、市長に提出することができるということですが、いかがでしょうか。解説もあわせてですけれども。予算編成権は市長の専決事項であるが、二元代表制の一翼を担う立場から議会自らが適正な議会活動を行うための議会費について議論を十分尽くし、予算要望書を作成し、市長に提出できることを規定していますということ。これいわゆる流山オリジナルというか、流山の独自のものですけれども、これはよろしいでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 基本的には、私はこれは始まった当時から主張していたのですけれども、予算の問題と、あと人事の面も私は言ったのですけれども、まずは予算でということで、やはり二元代表制で議会活動をしっかりとやっていくためには、それなりの予算というものを行政とは独立した意味でとっていかなければいけないというふうに私は認識しているものですから、これはこれでしっかりと書いておいたというか、こういうふうに条例にあらわしたほうがいいと。これからやり方については改善方法はあると思うのですけれども、これはしっかりとうたっていったほうがいいと。これが流山市の大きな一つの特徴であるというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 この条文載せることはいいと思うのですが、ただ細かな部分で、適正など書いてありますけれども、適正という言葉がいいのか、必要な方がいいのか。適正というと、誤解というか、とらえ方によって、必要でもそういうことがあるかもしれませんけれども、必要なというふうにしておいたほうが、最低限必要なというふうに市民の方がとっていただければ。

松野豊委員長 いかがでしょうか。必要なでよろしいですか。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 適正なという表現に若干こだわってはいるのですが、今各自治体のほうで財政健全化ということがよく言われておりまして、これから当然流山市でもそれに沿ってやっていくわけなのですが、必要なという表現になりますと、いわゆる議会費の要求枠に対して財政当局の査定があり、その結果の部分の透明性において、市長の専決事項である予算編成権との解釈が問題になると思います。さらに付け加えれば、市民が期待する議会活動、また自ら行動する議会活動を行っていく上で、議会として予定する予算規模を市長に提出し、その要求に対して財政当局が判断したものが予算としてフィックスされた数字になってくるという意味で適正という言葉を考えております。

松野豊委員長 必要なすると、ちょっと強くなり過ぎるという解釈ですか。違う。必要なというのは、だから適正なより強過ぎるということですか。

竹内議会事務局主査 必要なというと、提出する側には当然要求根拠があつて初めて必要と主張するわけでありまして、それはいいかえればその時点では「予算要求」になります。財政健全化のバランスの中で、当然そこで査定という折衝があるわけです。そこで最終的に予算のバランスの中で双方が合意して決定したものがいわば適正な予算というものになりますから、多ければいいとか少なければいいというのではなくて、そのバランスを見たときに最終決定したものが適正な予算であるという意味も含めて、適正という言葉にこだわっています。

松野豊委員長 では、このままいきますか、適正なで。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 いやいや、わからなくなってしまうから。このままいきましょう。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松野豊委員長 次、13条は、冒頭申し上げたようにまたいろいろ議論が予測されるので、午後に回します。

14条です。市長による政策形成過程の説明を先にやります。14条の1項です。これ読まなくていいですね、お手元にあるので。これいかがでしょうか、ざっと読んでいただいて。

戸部委員。

戸部源房委員 ごみの有料化の問題で、今回市のほうから出されてきた問題については、他の自治体の類似する政策との比較検討、これうちのほうは柏市の広報も入りますので、平成19年度どうしたのだと、ごみの。そうしたら、流山市も減っていたということで、ここら辺根本的に政策的なあれが崩れたわけです。ですから、そういうことが往々にしてあるので、これは栗山町ですよ、やっているのは1番から7番まで。政策とか、あるいは重要な事項に関してはきちんと出してもらって、十分市民の身になって、市民の立場で討論できるような土台づくりをしたほうがいいのではないかなど。どうしても我々議員頑張っているのですけれども、市長、1,000名には対抗できないと。い

ろんな面がございますので、ここら辺はしっかりと市長に認めさせてやってもらうように努めたほうがいいと。

松野豊委員長 若干補足すると、これは今までも多分部分的にはちゃんと執行部も説明しているのですけれども、ルール化されていないので、要するに条例に文章的にというか、こういう形で入れることでルール化しましょうということです。首長が将来にわたって、我々議員もそうですけれども、ずっと我々が議員であつたりずっと今の市長が市長であるということはありませんので、将来にわたっていくときに、今の市長はかなり丁寧に説明というか、政策過程の説明議会にしています。したりしなかつたりという、物によってはぼつと抜けたりというのも過去にもありましたけれども、比較的やっていると申すのですけれども、それをちゃんとルール化しましょうという意味合いです。これよろしいでしょうか、このままで。何かほか御意見。よろしいですか。

田中人実委員。

田中人実委員 この14条のところでは、最後の語尾が求めるとなっているでしょう。それから、ほかのところでは、とするとかいろいろ書いてあるのだけれども、この意味合いを。

松野豊委員長 僕から説明してしまつて……

田中人実委員 求めるものとするという表現のところもある。

松野豊委員長 もともと最初の案文は、次の各号に掲げる事項の説明をしなければならないという義務規定になっていたのです。この14条だけではないのですけれども、全部ぼつと吉原さんとやりとりしている中で、義務規定ではなくて、これは努力規定にしておいたほうがいいのではないのでしょうかというので、努めるよう求めるというふうになったのですけれども、何か事務局から補足があれば。

田中人実委員 違う、違う。私が言っているのは、例えば14条では事項の説明に努めるよう執行部に対して求めるのだよね。ところが、16条のほうでは、努めるものとするという、そこの……

松野豊委員長 この合わせというのは何か。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 後で。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 それは、条文の最終的な整理で行いますので、御理解いただければと思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 整理のときにあわせて検討してもらいたいのは、最後に説明に努めるよう求めるとなっているでしょう。説明を求めるほうがいいのではないですか。説明に努めるよう求めるって、日本語として説明を求める。

松野豊委員長 議会は、市長等に対して次の各号の事項の説明に……何でしたっけ。もう一回言ってください。

酒井睦夫委員 最後、最後。市長等に対し次の各号に掲げる事項の説明を求める。

松野豊委員長 説明を求める。

酒井睦夫委員 ええ。

松野豊委員長 一たんちょっとこれ変えておきます。では、これ後で整理ということでもいいですか。

では、次にいきます。15条、予算及び決算における政策説明、いかがでしょうか。14条からの続きで、予算、決算のところだけ別建てにしたというふうにとらえてもらってもいいのかなというふうに思いますけれども、これよろしいですか。この末尾は、これまた努めるよう求めるとかなってありますけれども、これは後で条文化のときに、法制課とやりとりするとき、こっちは今の段階でそろえておきましょうか。説明を求める、一たん仮置きですけれども。

それで、第5章です。16条、自由討議の拡大、1項、2項、3項とありますが、2項は前回の特別委員会だったと思いますけれども、くどいというか、これ同じようなこと言っている、どこと同じようなこと……くどかったので、必要ないのではないかということで、一たん削除かなというところまでできていたかなと……これ違うかな。正副委員長の打ち合わせのときにかもしれないです。もしかしたら皆さんにはお示しするのは初めてだったかな。ちょっと前後が、済みません、記憶が飛んでいるのですけれども、いずれにしても……

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 ありますか。では、皆さんで多分議論したのです。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 と重なっているという。これでよければ次にいきますけれども、いいですか。休憩します。

酒井委員。

酒井睦夫委員 15条は、これ具体的にわかりやすい施策別または事業別の説明に努めるよう求めるとありますね。

松野豊委員長 15条。ちょっと待ってください。前に戻るのですか。

酒井睦夫委員 はい。済みません。これは、今度新しい公会計に入ると、事業部門別に財務諸表をつくれますと言っているわけです。施設別につくれますと。つくれますと言っているのです。ということは、土木部門でこうなっています、福祉部門でこうなっています、文化センターでこうなっています、生涯学習センターでこうなっています、資産の状況、コストの状況、収入の状況、全部それがわかるようになっているので、それを説明してもらうのが一番の期待ではないかと。そういうことはできますと言っているのですけれども、やるとはまだ言っていないのですが、それがわかればすばらしいことなの、本当は。だから、書き方としては、ここの施策別または事業別の説明というのは、これは私が今言ったのと同じ意味なのでしょうか。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 全く同じというのが正しいかどうかは別なのですが、酒井委員のおっしゃった新公会計制度になって財務4表というのが出てくるわけなのですが、あれは義務化されておりますので、もちろん出てきます。第14条の規定の中に7つの項目がありますけれども、これを背景とした説明をすることを規定したものです。現在予算書の中では事業別の説明がありますが、第15条は第14条の規定の趣旨をよく理解し、これに値する説明をしてくださいということでありまして、現在行われている説明より重くする意味を含んでおります。制度上定められている新公会計制度で提出されるものを規定するのではなく、議会基本条例では第14条の流れを引いて予算、決算の説明の中においてもそれを遵守して行っていただきたいと、そういう意味合いで規定しております。

以上です。

松野豊委員長 よろしいですか。

ちょっと休憩したいという委員がいるのですけれども、もう昼休みにしますか。職員ずらしてとれるの。とれない。とれないから、では11時40分再開にして、再開後少しやって、12時ぐらいから昼休みということで、では暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時40分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

第5章までは一応終わりましたので、第6章、委員会の活動、委員会の適切な運営、第17条、1項、2項、3項とありますが、解説案を含めてごらんいただいて、御意見があればお願いします。

委員長は委員会の秩序……これ何で削ったのでしたっけ。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 秩序は議長の権限という話になったのでしたっけ。それで残っているのですね、ちょっと。

戸部委員。

戸部源房委員 済みません。自由討議の問題で……

松野豊委員長 5章ですか。

戸部源房委員 ええ。ちょっとお伺いしたいなど。自由討議やりましたですね。これが大いに議論することはいいのですけれども、ある程度合意形成というものをやっていかないといけないのですよね。ここら辺についてはどういうふうに見ておりますか。

それから、あとはそれについての市民に対する説明責任とかいろいろございますよね。そこら辺についてはどういうふう。草間さん、議論したけれども、そこら辺を確認した上で。

松野豊委員長 先にちょっと補足をしますけれども、そもそも地方自治法上だったかな、議会は合議体であるという定義づけがされているので、ここからは解釈になると思うのですけれども、自由討

議はした上で、合議体なので、もちろん合意形成も含めて、最終的には多数決というか、本会議の採決で決める。だから、大いに議論は自由にしながらも、最後は多数決というか、決をとって決めるというのをとらまえて、合議体とか合議制という言い方しますけれども、しているので、多分議論としては自由討議の拡大の中に議会は合議制であることを念頭に置きとかという言葉を入れるかどうかということなのかなというふうには思います。後でやりますけれども、前文案のところで前文に、合議体は入れていなかったかな……前文のところで押さえるという方法もあるのかなという気がしたので、今ちょっとその話をしているのですが、前文の中身の議論は一番最後にやりますけれども、前文素案のところ見ていただくと、上から7行目の後ろのほうに、7行目の頭から読むと、さらに重く受けとめて活動し、市長は執行機関として、議会は合議制の議決機関としてというふうに入れているので、前文で、そこで押さえているので、担保しているという見方もできるのかなと思うのですが、草間研究員、何かコメントがあれば。

草間研究員 委員長の御説明でほぼとらえているのですけれども、自由討議につきましては、ここでは保障というふうな枠づけでしておりますので、これももう当たり前のことなですけれども、合議体の中におきましても議員間の活発な意見交換をここで保障するという意味合いをこちらのところで定義づけているというところでございます。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私は、確認だけなのです。要するに自由討議、勝手にやっても結論出ないのではどうにもならないので、だからそこら辺はある程度前文で押さえているのならいいのですけれども、そういう形で、自由討議のあり方ということもしっかりとらえてやっていかなければいけないだろうということで確認しただけです。これはそれでわかりました。

松野豊委員長 あとは、運用上で、この特別委員会というか、委員の皆さんに関してはこうやっている議論をしているので、共有できていますけれども、特別委員以外の議員さんに一回多分成文化がある程度まとまったところでどこかで説明会をやらなければいけないかなというふうに思っています。自由討議というのはこういう意味だよとか、自由討議にかかわらずですけれども、全体的な説明会、それも後で今日議論したいと思えますけれども、どのタイミングでやるかとか。ほかの議員さんたちに対しての説明会は別途催さないといけないかなというふうに考えています。

5章はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、6章いかがでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 この前出された案文と同じですね。私は、基本的にはこれでいいのかなと。特に全面公開ということもされているので、確かにかなり公開されてきていますけれども、ここであえてきっちりうたっているの、これはこれでいいのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 あと、ここお知らせしておかなければいけないのは、もともとの原文はもうちょっと長かったのです。お手元にもし皆さんお持ちだったら、それと比較してもらえばわかるのですが、もともとの原文は、議会は、市政の諸課題に柔軟に対応し、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性とかというふうになんかちょっとつらつら長かったのですけれども、シンプルにしました。市政の諸課題を適正に判断するというふうに、もう短くしましたということです。

では、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、第7章、政務調査費です。

戸部委員。

戸部源房委員 事務局にお尋ねしますが、確認の意味で、今の流山市の政務調査費どうなっているのか。保持の問題あるいは公開の問題も含めて、よろしく。

松野豊委員長 仲田補佐。

仲田議会事務局次長補佐 現在流山市の状況について御説明をさせていただきます。

政務調査費につきましては、情報公開コーナーで用途につきまして公表させていただいているとともに、ホームページでも公開をさせていただいているというような状況ですので、適正にということはお守られているというようなことで解釈しております。

以上です。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私も、政務調査費については1回担当になりましてやりましたけれども、一般的に言われているような他市の例とは違って、流山市は厳しくやっている。それで、あえてこここういうふうに記載してありますので、この文章については私はこれでいいのではないかなと。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 申しわけありません。事務局のほうから、条文整理がぎりぎりになりましたので、一部御提案も含めて訂正を提案させていただきたいと思うのですが、第3項に、議会は、政務調査費支給額の改正に当たってはという表現があるのですが、額の改正だけではなくて、運用、いわゆる規定事項も含めて既存の条例改正が当然絡みますので、支給額という限定ではなくて、政務調査費条例の改正に当たってはという形に変更してはいかがかと思ひまして、提案させていただきます。

松野豊委員長 支給額を条例に変えると。政務調査費条例の改正に当たっては。よろしいですか。

田中人実委員。

田中人実委員 あと、前条の17条では、委員会の適切な運用のところの表現では、また文章の末尾の問題なのですが、努めなければならない、努めなければならないときをおりまして、18条の

政務調査費では1項が執行しなければならないとなっているのだけれども、2項、3項はするものとするとなっているのですけれども、これ全部しなければならないではまずいのですか。

それと、2項で積極的にとあえて入れているのですけれども、もう既に戸部さんのさっきの御意見のとおり流山市ほど積極的に公開しているところは私ないと思っているので、これあえて入れる必要があるのかなというふうにも思うのですけれども、入れてもいいのだけれども。

松野豊委員長 多分あえて入れたのだと思いますけれども。あえて積極的に……

田中人実委員 それはとらえ方だから、細かい問題で、いいのだけれども。

松野豊委員長 この末尾のやつは、ちょっと後というか、ここで議論してそろえても変わってしまう可能性もあるのです、まだ実際に打ち合わせてしていないので、法規と。ただ、聞いているのは、この議会基本条例を上げるときに、ほかの関連法規との兼ね合いも全部見ていかないといけないという話なので、末尾のそろえ方とかというのは、ちょっと一たん預らせていただいておりますか。御指摘は受けておいて、記録はしておいて、既に議事録で記録されていますけれども、ちょっとメモもしておいてください、事務局のほうで今田中人実委員から御指摘があった末尾の件については。

田中人実委員 これは、一連の問題で厳しく指摘されたところですから、本当に襟を正していかなければいけないということを、姿勢を示すには一番厳しい規定にすべきだと思うので。

松野豊委員長 義務規定に。

田中人実委員 はい。

松野豊委員長 義務規定的に末尾というか、しなければならないとかでやったほうがいいでしょうという話。

田中人実委員 はい。それだけで、あと大まかこれでいいと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 ここのところでは、収支報告書及び帳簿ということとなっているのだけれども、情報公開で請求された場合に、流山市は領収書も公開していますよね。要するに1円以上の領収書全部公開しているので、それは解説文のところにも何も無いのです。この政務調査費のところにも領収書添付というふうなことは、結局領収書がある、ないもかなり大きな透明性のあれになっているので、その辺は表現をする必要がないのかあるのかということですが。

松野豊委員長 政務調査費条例のほうがどうなっているかもちょっと見ないといけないかもしれないですね。というか、だからこの平成13年流山市条例第1号に基づきの交付に関する条例で領収書を添付するというのが入っていたとしても、こっちにも入れたほうがいいということですか、今の御意見というのは。なるほど、わかりました。

では、ちょっと議論が広がってしまったのですけれども、まず政務調査費支給額を条例に変えることは、これはとりあえずいいのですか、これで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 その領収書の部分については、どこで入れるのがいいのかな。解説ですかね。

乾委員。

乾紳一郎委員 収支報告書及び帳簿は公表しているのですよね。言葉のあれだけけれども、領収書については公開しているのだよね。その違いがあるのですよ。その辺……

松野豊委員長 では、一たん仮ですけれども、例えば政務調査費の収支報告書及び帳簿は、今までどおりとかというもおかしいよな、条例文だと今までどおりとかいう……何かある。

仲田補佐。

仲田議会事務局次長補佐 こちらの表現につきましては、流山市におきましては収支報告書、帳簿につきましては積極的に公開をしております。領収書につきましては、文書公開に関する条例がございまして、領収印、それから会社の代表者以外、係員というものについては非開示しなければならないというような条文になっております。公開に際しましては、そのところで墨塗りというのでしょうか、黒塗りをして情報の公開から外すというふうな形になりますもので、それで実際のところ領収書の写しは添付されているのですが、公開に際してはその部分を黒塗りをしなければならぬというようなことがございまして、その部分については積極的に公開するということはちょっと今のところ難しいような状況になっております。それが現状でございます。よろしいでしょうか。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 1つ質問なのですけれども、政務調査費の金額を多くする場合も少なくする場合も変更する場合、この文章を読むと全部議員が議論して決めるようになっていきますけれども、これ第三者機関が何か議員の報酬を決めるときのようにかむということはないのですか。

松野豊委員長 政務調査費はどうでしたっけ。

仲田補佐。

仲田議会事務局次長補佐 こちらの額につきましては、我々といいたし、当然条例ですから、決定するのは議会ということになります、その額につきましては流山市補助金審議会の答申を得てという形になりますので、議会だけで決定するということは、報酬は別なのですが、審議会の答申を得てからということになります。第三者機関の答申を受けてという形。

酒井睦夫委員 それであれば、そのことを入れておいたほうがいい。これだと何か議員が勝手に決められるように読み取れますので、第3項で。

それから、さっき乾さん言われたのは、私流山の場合は1円の領収書も添付して出しているという、これ領収書出さないところがいっぱい今ある中では、1円以上の領収書全部添付してというのをこの中に入れておいたほうがいいのではないかという、私もそう思ったのですけれども、どうでしょうか。

松野豊委員長 領収書の添付については、解説で担保するにして、これは要議論ですけれども、1円

以上とよく言うのですけれども、それは国会でも言われていましたけれども、そんなもの当たり前だと思うのです。企業でも1円以上領収書、だから1円以上というのがすごく僕は個人的には逆にパフォーマンスに聞こえて、だから領収書と書けばいいだけで、1円以上まで書く必要ないというか、そんなの当たり前、常識の話で、そういう常識を持っていない人が1円以上と、国会議員なんかまさにそうですけれども、と言っている気が個人的にはするので、これは議論ですけれども、委員の中で。領収書の添付と書いておけばいいのではないかなという気がします。

伊藤委員。

伊藤實委員 今1円無駄にしないとかなんと言っている方もいる関係もあるのでしょうけれども、それはやっぱり蛇足だと思います。領収書をつけるということで、また公表するというので、これ1円も含まれるに決まっていますので、わざわざ1円は入れなくてもいいと思います。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 ご議論のなか申し訳ございませんが、今議会基本条例を定めておまして、議論の流れが政務調査費の交付要綱の話になっておりますので、これは議会基本条例で政務調査費の執行、あと公開について定めておりますので、今の交付要綱をどうするのだ、領収書をどうするのだという話になっておりますので、一たん議会基本条例の中の政務調査費の項目について公開性と改正については議論を行うという、この位置づけについて御議論をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

松野豊委員長 入れるということは皆さんオーケーで、あとはだから領収書の添付については解説でちょっと触れておくというか、解説文案はまた、今すぐは決められないので、宿題というか、画面上にも赤字で解説のところ領収書の添付についても加筆するというふうに入れておきますので、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、12時になりましたので、ここで切りがいいので、一たん休憩をしたいと思えます。

暫時休憩をします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時01分

松野豊委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、第8章からの議論となります。8章お目通しいただいて、御意見のある委員はお願いします。

済みません。1条ずつやりましょう。19条からいきます。19条よろしいでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 基本的にはいいのだけれども、各分野の専門家等とありますから。栗山町なんかを見ると、町民等も入れているのだよね。だから、流山市の場合、市民との関係どうするか、そこら辺の問題については……

松野豊委員長 これは、以前に特別委員会の中で議論をしておりました、市民という言葉を入れるかどうかという話をしたときに、ちょっと済みません、記憶の範疇なので、あれですが、私の記憶ですと、仮に議員研修会の講師に市民の人をお呼びするにしても、それは専門的知見というか、ある分野における専門的知識だったり経験を持っている人しか呼ばないですよという議論になって、だから要は市民という言葉は入れなくても実際は専門的知識というのは別に市内外問わず市民の人もそういう経験であるとか専門的知識がある、キャリアというか、のある方がいらっしゃれば、それは大いに呼んでいきましょうということで、たしか市民というのは外そうという議論だったと思います。

戸部委員。

戸部源房委員 いやいや、私は確認の意味で言ったので、そういうことであれば、それは結構でございます。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 19、20、21条、これでいいと思いますけれども。

松野豊委員長 いや、今とりあえず19条だけやっていたのですけれども、先におっしゃっていただいて、済みません。19条はまずいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それで、20条よろしいですか、皆さん。20条、21条、解説が一緒になっていますけれども。

戸部委員。

戸部源房委員 実は議会事務局の体制整備のほうなのですが、これ事務局のほうでは体制は今現状どうなっているのでしょうか。

それから、もう一つは、これの充実強化を図るといった場合、法務の問題とか、それから議員の問題もある程度考えていかなければいけないと思うのだけれども、ここら辺についても一度再度説明等々があれば。

松野豊委員長 体制というのは、法務担当者が今何人いるとか、そういうことですか、御質問としては。

あと、先に申し上げておくと、もともとの原文は、21条の1項に前条の規定に基づき議会事務局の調査、法務機能の充実強化を図るよう努めるものとするところある法務機能なのですけれども、もともとは立法機能にしていたのですけれども、立法機能は厳密に言うとも我々議会というか、議員にはあるのですけれども、議会事務局にはないので、これを立法ではなくて、法制担当の吉原さんとも

協議した結果、法務というふうに変えました。それに連動して、21条の2項の議長は、議会事務局の調査、法務機能をという、これも立法機能だったのですけれども、法務機能に変えましたということだけちょっとお知らせをしておきます。

では、戸部委員の質問、事務局、いかがですか。要するに今現状の体制がどうなっているかというのと、あと何でしたっけ、質問としては。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 強化を具体的にどういうふうに行っていくつもりなのか確認をしたいということなので。

倉田次長。

倉田議会事務局次長 御存じだと思うのですが、議会事務局、局長、次長、あと議事係4名、あと今庶務で3名です。

それで、今のこの体制で十分か。今後また議員さんの数、それから議会活動等を含めていくと、ここに書いてありますように法務というか、調査機能とかの充実は当然必要となってきます。ただ、この体制でできるかという、ちょっとそれは今の段階ではできるとは申し上げられないということとです。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 実際問題は法令ですと1名少ないわけだよね、人員も。2名か。定数条例だと2名少ないと。これは、いろいろな事情があるから、あれなのだけれども、それとあと法律問題で充実強化を図らないと、実際問題立法とか、あるいは調査の問題、これは不足を来すのだよね。条例だから、私はこれでいいと思うのだけれども、今後の課題としてそこら辺をきちっとやっていかないといけないのではないかなと思います。

松野豊委員長 おっしゃるとおりなのですが、逆に言えば議会基本条例ができて、この項目が入れば、これを盾にという言い方変ですが、この条例でもこういうふうに制定されているのだからということを執行部の人事担当者に対しても言っていけると思うのでということでまとめさせていただきます。よろしいですか。

では、20条、21条はよろしいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 21条の2のところなのですが、21条の2と、それから24条と、これは地方自治法の規定に基づく要するに議会の議決を経るか経ないかということだけの違いなのだけれども、実際には今まで事務局の体制強化の中で大学等研究機関、あるいは専門知識、経験を有するものの積極的活用ということは流山市議会ではやってきていないですよ。それをやっていく。前に私も宮城県議会かな、議会アドバイザーということをやっているということも紹介しましたが、議会事務局の費用としてそういう調査研究を専門家に委託できるような形をしていくということで確

認していいですね。

松野豊委員長 だと思います。一見ぱっと見ると同じことがダブっているように見えますが、今御指摘いただいたように、乾委員がおっしゃった21条の2項のほうは議会事務局に対する専門的知見の担保という形で、24条のほうは後で議論もしますけれども、議会に対する専門的知見で、これで分けているという解釈で、御指摘のとおりでよろしいかと思います。

では、これはよろしいですか、21条までは。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、22条、議会図書室の利用について。これも先に申し上げておくと、22条の2項を少し文言訂正をしました。該当部分は、1行目の後半部、市民等の利用を積極的に推進し、これが原文ではだれもがこれを利用できるものとしというふうにしていたのですが、市民等の利用を積極的に推進しに変更しました。これはよろしいでしょうか、22条。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、23条、議会広報の充実。ここは、原文がちょっと手元にないので、あれですけども、もともとはIT情報技術とか何か、そういうふうにしていたのですけれども、いろいろ調べてみたら、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー、ICTという、情報通信技術と括弧づけでしてありますが、これが最新の言い方のようでしたので、国の動向とかも見てみたら。いわゆる情報、インフォメーションや通信、コミュニケーションに関する技術の総称を最近ではITというのではなくて、ICTというようになっていて、ITという言い方、インフォメーションテクノロジーのほうが日本国内では普及しているようなのですが、国際的グローバルな基準で見ると、ICTのほうを通りがよいと。総務省のIT政策大綱というのが2004年というか、毎年大綱は報告というか、公表されているのですが、2004年からIT政策大綱だったやつがICT政策大綱に名称を変更するなど、日本でも定着しつつあるということがあったので、そこに合わせたほうがいいかなということでICTとしました。こちらは内容的にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか、全体の内容としては。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、24条、専門的知見の活用。実際にこの特別委員会も早稲田大学の草間研究員に毎回お越しいただいていますけれども、地方自治法の改正で専門的知見が議会も活用できるようになりましたので、これも議会基本条例に盛り込もうということでしたけれども、こちらはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、第9章に入ります。第9章、議員の政治倫理、身分及び待遇です。1つの条ごとにやろうと思いますので、まずは25条。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では次、第9章の26条、議員定数です。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では次、27条、議員報酬。これは、変更点としては、27条の2項のところの1行目の参考人制度、公聴会制度となっていますけれども、原文というか、もともとは参考人制度、公聴会だったのですけれども、公聴会制度に変更しました。これは、26条の2項も、今やった議員定数のところも1行目、参考人制度、公聴会制度となっているのですけれども、単に打ち忘れというか、原文のところでは整合がとれていなかったもので、整合させるために公聴会制度で統一をしました。よろしいですか。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 ちょっと質問なのですが、今委員長から説明があった部分の次に、附属機関というのがあるのですが、これは特別職の報酬審議会、市長執行部の附属機関のことを指しているのでしょうか。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 今藤井副委員長がおっしゃったとおり、執行部の附属機関という意味でございます。

松野豊委員長 これ現状ではそうですけれども、仮に議会が独自に公募してそういう附属機関を設置することというのは可能なのですか。それはできない。附属機関はできないのだ。専門的知見でないとだめだから、議会は附属機関持てないので、持てるという解釈を三重県なんかはしてやっていますけれども。

では、よろしいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 2項の参考人制度、公聴会制度、附属機関と3つ並列に並んでいるのだけれども、附属機関は議会が活用するものではないので、ちょっとこれはおかしいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

松野豊委員長 これはどうしよう。法制担当でないとわからないか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いや、だから取るだけだよ。附属機関を取る。参考人制度、公聴会制度を十分に活用するとともに。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 今並列というお話だったのですが、今現在は執行部の附属機関で報酬等審議会というのがあります。この中で、議会は議員報酬の改正に当たっては参考人制度、公聴会制度を十分に活用するという表現だけだと、今ある附属機関の制度そのものをここで打ち消してしまうようなことにもとられかねませんので、今実際動いている機関としてこの部分を明記してあるという

ことでございます。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 議会はというふうに主語になっているので……

松野豊委員長 ちょっとこれ預かりでいいですか。多分法規担当とも、要するに法規担当ってうちの法規担当ですけども、吉原係長の意見もちょっと。

では、暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時19分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

乾委員。

乾紳一郎委員 その3番目の項目なのだけれども……

松野豊委員長 27条。

乾紳一郎委員 うん、そう。要するに議会は聴取した結果について市長と協議することができるものとするということの意味がちょっとよくわからないのです。今の流れを基本的にベースにしているのだらうと思うので、報酬審議会に諮問して、答申を受けて市長が提案をしてくるでしょう。提案をしてきた段階で、議会としては参考人制度や公聴会制度を使って市民の意見を酌み取りながら議論をします。でも、決めるのだよね、議会は出てきたものを。

松野豊委員長 採決するのですからね、最終的に。

乾紳一郎委員 うん。それが市長と協議するものとするということは何なの。提案を変えろという協議をするわけ。これよくわからない。

松野豊委員長 ああ、そうか。

では、吉原係長。

吉原議会事務局係長 済みません。この内容につきましては、議員の報酬に関しては、決定権というのはこちらにございますけれども、完全に市長に内容を決める権利がございます。提案権がございます。そのために、提案の前に何とか考えないといけないということの内容だと思っておりますので、この条例に定めるということと、改正に当たってはいろんな制度をこちらでも活用できるというのが2項だと思っておりますので、議員さんのほうでいろいろ考えた結果について、これについてはどうかあかあかというのを提案という形で市長に言うのは可能なのかなと思うのですけれども、それ以上こうしろああしろというのは無理だということで、協議という言葉を使っているということになります。

松野豊委員長 これが入った場合と入らない場合の何か違い、イメージというか、あと実際の運用上の中で入っても入らなくても余り影響ないのか。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 これに関しては、入れなくてもいいとは思うのですけれども、例えばいろんな意見を聴取した結果に関してどのように処理するのかということになりますけれども、そのどのように処理するかというと、こういう意見がございましたよとかああいう意見がございましたよという内容の報告のような形の協議までをするのは可能かなということで、この3項の協議をすることができるという形で……

松野豊委員長 別に条例に書かない、例えば第3項を削除してしまっただけ、ただ実際の運用上では議員報酬をどれぐらいの周期で見直して参考人制度とかやっていくかというのは、今後上程されて、これが可決された後の問題だと思うのですけれども、仮に3年に1回見直しましょうとか1年に1回見直しましょうとなったときに、参考人制度やって、その結果をもちろん情報公開で公開をして、それをもって議長が議会の代表として市長と協議するという事は、別にここに書かれていようが書かれていまいが出来ますよね。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 実際にはできないと思います。

松野豊委員長 できない、書かれないと。

吉原議会事務局係長 はい。書かないとできませんので、いろんな意見を聴取した内容をもとに、これがない場合には議決の段階で判断するという形になるのかなと。

松野豊委員長 なるほど。では、入れておいたほうがいいということ。

吉原議会事務局係長 そうですね。こちらの議員さんの報酬に関して、いろんな面でこうだあだというのが言えてしまうというのはちょっと危険なところもございますので、運用は非常に注意していただかないと。

松野豊委員長 慎重に慎重を期してやらないといけないと。

吉原議会事務局係長 はい。いけないと思いますけれども、ある程度協議まですることは可能なのではないかなということで、一応入れても大丈夫だというお話をさせていただいたところです。

松野豊委員長 なるほど。いかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっとこのところでこれまで議論したのと違うというか、要するに今の議員報酬を決める、その手続をここに書くという形になっていて、それを若干補強するというふうになっているのですけれども、それはそれとしてここで確定したわけではないよなという気がしているのです。実際には先行事例では議員が決めるというふうに行っているところもあるし、その辺どうなのかなというのが1つと。

あと1つ、この書き方が2項にしても市民の意見を聴取することができるか協議するものとするとかとあるのだけれども、議会は議決するのだよね。これだと議員報酬は議会が決めるということが、もちろん条例はそうなっているのだけれども、何にも入ってこないんで、2項のところなん

か市民の意見を聴取して、それを酌み取って決めるとかいうふうな記述でないとおかしい……

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 そうすると、より議会が自分たちの報酬は自分で決めるのだというふうになっていて、そこは難しいところなのだけれども、ただ2項のところでは参考人制度と公聴会制度などで意見を聞けるわけだから、私たち議会もこの報酬が適正なのかどうか一応聞いてみると、第三者に聞いてみたのですよということで市長に、その協議という内容が、ちょっとそれはいいのだけれども、そういう議会でもこうやって意見を聞きましたよと、それを判断材料の一つに検討してくれませんかということとは別に構わないから、そういうことを書くのであれば、一つの方法としてこう書いたのではないかなと思うのですけれども。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 では、一回整理したいのですけれども、27の2項は、まず1つは、ちょっと休憩中に審議していて、これ会議中に言っていなかったもので、附属機関は削りますと。当初は参考人制度・公聴会制度・附属機関を十分に活用するとともにとなっていました、附属機関取っても、法制担当に確認したところ、問題ないということですので、附属機関は抜きますと。もう一つは、締めとか、文章の最後の締める部分ですけれども、十分に活用するとともに、市民の意見を聴取し、決めることができるとするか、市民の意見を聴取することができるで、冒頭の原文のままにするかの議論かと思えますけれども。

何か事務局の見解があれば。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 これに関しては、まず案文を決定するというのがございますので、その案文の決定権はあくまでも市長にあると思いますので、それ以外の決めるというのはやはり議決になってしまうかなと思いますので。要するに先ほど委員長がおっしゃっていましたが、議決はして当たり前のことになりますから、もしそういう決めるということでしたら、この3項を省いたほうがよろしいのではないかなと。いろいろな意見を聞けるということだけにして、意見を聞いた結果によって議決をされればいいわけですから、特にそれはそういう形になるかなと思います。案文を市長がつくるときに、市長も報酬等審議会等を開きましてある程度検討をしておりますので、それに対してこちらもいろんな調査した結果、こうなのですよというのにも必要な場合には言えるということで、この条項ちょっと危ないところもあるのですけれども、協議とさせていただいた形になります。

松野豊委員長 ありがとうございます。整理としては、だから要は今2項の結びを市民の意見を聴取し、決めることができるというふうにするならば、3項は削ってしまうと。2項を原文生かして市民の意見を聴取することができるで結ぶならば、3項は残したほうがいいと。今田中人実委員から

ありましたけれども、市長と協議のところの協議という言葉をもうちよつと何かかわるものを考えてもいいのではないかという御提案もありましたが、その辺で皆さん御意見というか、いただければ、意見の皆さんから。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 済みませんです。その前の決めるというのは、要するに議決になりますので、書かないような形になります。一応意見を聴取するということととめていただいて、3項を丸々切ってしまうと、議決にそれを反映させるという形で。

松野豊委員長 失礼しました。では、2項はこのまま聴取することができるので、つまり3項を削るか残しておくかという議論ですね。

乾委員。

乾紳一郎委員 多分そういう流れになったのは、議会で議員が説明できるように決めようという議論があったので、でも現状としては市長が決めるようになっているから、それを反映させようとするれば、事前の調整をこういう形でやれば議会の意思ができるのかなという、そういう発想なのかなと、今話聞いていてわかりました、それ自身は。そこまで考えなくてもいいと。

松野豊委員長 あとは、多分タイミングの問題で、大分世論も見方がだんだんちょっとずつ変わってきてはいるので、あれですけども、あとは僕らの決めの問題だと思うのです。いろんな意見がありますけれども、例えば僕個人の意見ですけども、議員報酬は低過ぎると思っているのです。議会で、28人いらっしゃいますから、いや、低くない、適当だという方もいらっしゃるし、いや、高過ぎるという方も場合によってはいらっしゃるかもしれないのですけれども、そういう意見を市長から報酬の案が出てきたときに本会議場で討論なりではっきりと言って、場合によっては市長提案を、要するに仮にですけども、議員報酬を今よりも時代の情勢を考えて下げるといったときに、例えば私が、いや、反対だと、下げるのは。むしろ上げてもらいたいぐらいだということとちゃんと本会議で正々堂々と議論できるかどうかということなのかなという。意味わからないですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 それはわかりますよ。ただ、それは議会できるのだよ。提案は市長だけでも、その提案を修正することはできるから、それ自身は別に今の流れの中でもできるのだけれども、僕はすごくえんきよくした形で議員の意見を反映させようという流れになっているので、それは要らないのではないかと。

松野豊委員長 つまり取ったほうがいいという御意見ですね。

乾紳一郎委員 うん、と思います。

松野豊委員長 いかがですか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 2番で市民の意見を聴取することができるという、過去において市民の意見は聴取し

たことはありますか、議会で。

松野豊委員長 議会ではないです。

酒井睦夫委員 ないのですか。

松野豊委員長 議会ではないです。報酬審議会というのは、市長のひもつきというか、市長の附属機関なので。

酒井睦夫委員 わかりました。そうすると、ここに書いてあることは、議会が今後やる可能性があるということを書いたわけですね。

松野豊委員長 やりましょうということ。

これも済みません、記憶で恐縮なのですが、議事録ひもとけばちゃんと出てくると思うのですが、過去のこの特別委員会の中でたしか私が申し上げたように記憶しているのですが、要は今の現行体制だと、報酬審議会の委員というのは公表されていないのだよね。されているのだけ、報酬審議会。ただ、ざっと見た感じ、例えば議員のOBとか、議会の現状をわかっている人が僕は個人的に少ない。要するにメディアとかマスコミで取り上げられている偶像というか、議員は寝ているとか勉強していないとか仕事していないという先入観を持った人たちが報酬審議会にいて、形骸化で議論している。それは、報酬審議会の委員さんにしてみればそうではないとおっしゃるかもしれないけれども、それだとおかしいでしょう。だから、ちゃんと議会が、例えば今日も毎回傍聴していただいていますけれども、そういう市民の方なんかを参考人と呼びして、議員こういう仕事しているのですが、これでは議員報酬月額46万円では安いですかねとかという、議会をある程度わかっている人にも聞きたいと。全然知らない人でメディアとか第三者とか、の1次情報ではない、要するに2次情報、3次情報を通じて知った人たちが議員の報酬について議論しているのは僕としては悔しいというか、というような話を多分以前に特別委員会の中でして、では議会でも参考人とか公聴人とかあるから、議会でもそういうふうには呼ばばいいのではないのかという議論だったような気がするのです、去年特別委員会の中で。報酬審議会を別に否定するわけではなくて、報酬審議会は報酬審議会で市長の附属機関としてそれは議員の報酬、特別職の報酬が時代と即応しているとか実際の仕事と比べて適切かどうかというのは審議してもらって、議会は議会でも参考人とか公聴会を使って市民の方の御意見伺えばいいのではないかということだったと思います。

では、3を取るということ、取らないでそのまま。ちょっと意見が分かれていますけれども。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 私は、報酬を変える場合には必ず市民等の意見を聴取することが必要だと思いますので、市民の意見を聴取することができるのではなくて、聴取するにしろもらって、しなければならぬとかという言い切りのほうにして、3項のほうで議会は聴取した結果について市長に報告することができるという……

[何事か呼ぶ者あり]

藤井俊行委員　そうですか。一応私の意見を言っただけです。

松野豊委員長　乾委員。

乾紳一郎委員　草間さんの意見聞きたいのだけれども。

松野豊委員長　草間研究員。

草間研究員　以前そもそもの御議論の中では、やっぱり議員報酬に皆様が決定にかかわれないことがちょっとつらい、おかしいという御議論があったので、それを組み入れますと今の3項というのが吉原さんからの御指摘もあったように限界かなというのがあります。あとは、皆様の御判断と決意だというふうに考えております。

松野豊委員長　戸部委員。

戸部源房委員　今条例があるから、しょうがないのだけれども、将来的には議会は議会として決定すべきだと思うのだけれども、最終的には市民が決定するのだけれども、今の段階で最高限とれる議会の手段としては、こういう形でいいのではないかと。だから、削る必要はないと。

松野豊委員長　田中人実委員。

田中人実委員　議員定数と議員の報酬と、そういった何が正しいかわからない、連動している部分もあるでしょう。議員定数のほうは議員発議で増やしたり下げたりできるわけです。ただ、報酬のほうはそういう規定になっているので、こちらからそういうことはできないもので、議員報酬のあり方も自分たち議員も議論したいと、自分たちの。そういうところから始まっているわけだから、さっき言ったようにぎりぎりのところで協議を残しておけばいいのではないかと思います。

松野豊委員長　いかがでしょうか、乾さん。

あと、もう一個、ちょっと乾さんに意見聞いてからにしますけれども、さっき副委員長からあった聴取しなければならないというふうにするかどうかということも含めて、後でまたそれは議論しますけれども。

では、乾委員、済みません。

乾紳一郎委員　皆さんの総意がそうなればそれでいいと思うのだけれども、僕ちょっとこれ変な規定だと思うのです、規定としては。すごくえんきよくなやり方でしょう。だから、何か格好悪いなど正直思うのです。私はそう思います。

松野豊委員長　酒井委員。

酒井睦夫委員　市民の意見を聴取すると、藤井さんの案だと聴取しなければいけないのでしょうか。具体的にはどういう方法をイメージされているのですか、市民の意見を聴取するというのは。

松野豊委員長　いろいろそこはまた運用上で協議でしょうけれども、今現時点で浮かぶのは、多分公募をかけるのでしょうかね。議員報酬に関する公聴会、だから公聴会って僕も実際やったことないので、あれですけれども、公募をかけるなり、あとは昨年この議会基本条例でシンポジウムとか市民

の意見交換会というのやりましたけれども、あんな感じでシンポジウムというアプローチの仕方もしかしたらあるかもしれませんけれども、とにかくこっちから推薦をするか、もしくは公募、こちらから募集をして応募してきた方々の中から選定するかして、とにかく市民の人に来ていただいて議員の報酬が今高いのか低いのかとか、その辺のことをちゃんと公のというか、正式な委員会なりを組織して協議をしていくということになるのだと思います。つまり今までは、議員報酬もあつたかな、上げるほうはなかったような気がするのですが、下げるほうは、例えば今だったら月額報酬のほかに6月と12月でしたっけ、に特別報酬、期末手当が入りますよね。あれ3月もあつたのです、以前は。だけれども、非常に景気がよろしくないし、行財政も非常に厳しいので、議員さんによって所得の関係で個人差ありますけれども、3月たしか金額的には10万円とか20万円ぽつと入っていたのですが、それ削ったのです。削るときも、事前に来ているのです、執行部が。要するに報酬審議会でもこんなふうな形で、ほかの特別職というか、市長含めて削るので、議会のほうも御協力いただけませんかみたいな依頼が議案になる前に来ていて、それはどこに来るかという、代表者会議に今までだと来ていて、代表者会議の中で皆さんで協議して、それを代表者の人が会派に持ち帰って会派で協議して、そういうことだったらしょうがないねということで3月の期末手当はなくしているのです、過去の経緯でいうと。そこに要するに議会だけではなくて、市民の人にも意見を聞いてみようという、新たにそういう制度を設けるというイメージです。

乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっと一番最初に言ったことなののですが、要するにタイミングの問題、3項で市長と協議することができるものとするということは、市長が提案する前ですよ。ということは、議員報酬の改正に当たって市民の意見を聴取するということは、提案の前にやるということになるでしょう。何かそこがわからない。

松野豊委員長 だから、もしかすると、今ぱつと浮かんだジャストアイデアですが、市長と協議だと協議ではないですか。ではなくて、要望のほうがいいのかもしれない。だから、聴取した結果を踏まえて、議会として市長に要望することができるだと、さっきの前の議会費のところ、何条だったかな、要望するとありましたよね。議会費の予算を要望すると、あれと合わせる感じで、要は決定するのは最終的には議会ですから、提案を決定するのは、先ほどから吉原係長が説明してくれたように執行部側というか、市長部局ですから、だけれどもそれは予算も一緒に、報酬だけではなくて。だから、協議というよりも、要望するか。議会は、聴取した結果について市長に要望することができるものとする。何かあります。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 済みません。しゃしゃり出るようなところではないのですが、これに関しましてはどういう場合が考えられるかというのを考えていただいて、私もそれを聞いたつもりなのですが、要するにもし例えば毎日議会を開く必要が生じたような場合に、これは今のまま

で報酬いいのかとか、そういう話になりますし、議会をそんなに開催する必要がないと、実際に1回か2回しか開かない議会のところもあると聞いております。そういうような場合には、やはりちょっと今のままでは高過ぎるのではないかと、両側あるというふうに考えられるのではないかなと思います。ですから、そういうような状況が変わったときしか考えられないのではないかなというお話で聞いていたかなと思いますので、状況が変わったときにそういったいろんな制度を活用できると。やはりできるようにしておかないと。状況が変わったときだけという形になるかなと思います。市長が変えようとしたときに常に言うというものではないのかなと。こちら側の状況が変わったときというふうに……

松野豊委員長 例えば通年議会になるとか、逆にもう年1回だけでいいのではないかとかとなるか、議会の会期が変わるとか、そういうことですか。

吉原議会事務局係長 はい。

松野豊委員長 あるいは、議員定数が変わるとか、大幅に。

吉原議会事務局係長 はい。そういうような場合には、仕事量が増えるとか、そういうことでしたら、前もって調査をして、前もって協議をして市長にちょっと考えていただくというのはできるというのを考えていらっしゃるというふうにお聞きしていたわけで。

松野豊委員長 あとは、先ほど言った協議か要望かというところだと、どちらでも問題ないですか。要望でも問題ないですか、表現上。

吉原議会事務局係長 決定権がこちらにございますので、要望すべきではないのではないかと。

松野豊委員長 協議になるのですか。

吉原議会事務局係長 はい。協議がぎりぎりかなという。協議するのちょっと危ないところがございまして、慎重にやっていただきたいとは思っておりますけれども。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 報酬とは直接関係ないのですけれども、委員会の出席の場合の費用弁償、近隣とかわかれば教えてもらいたいのですが、それについては常任委員会だけそういうものを出しているのか、例えば特別委員会まで、というのはこの議会の基本条例の特別委員会ももう20回ぐらいになるわけですよ。だけれども、流山市は一切費用弁償ありませんから、そういう議会活動のことや何かをいろいろ考えて報酬も考えるというのであれば、ちょっとその辺も教えていただきたいと。

松野豊委員長 今わかる範囲で結構ですので、現状。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 本会議に関しましては、要するに1,000円とか2,000円、定額で支払われる場合もございまして、実費で支払われるような場合もございまして。委員会もたしか、今度はっきり調べてみなくてはわからないのですが、実費支払いか定額幾らという形で、1,000円とか、そういう形で支払われるというのが普通で、流山だけぐらいです、支払いは……

[何事か呼ぶ者あり]

吉原議会事務局係長 東葛管内は支払っていないかな。

松野豊委員長 今資料来た。では、倉田次長に説明してもらいます。

では、倉田次長、済みません、現状を。

倉田議会事務局次長 それでは、近隣のまず日当、松戸3,000円、野田3,000円、柏は400円、流山3,000円……

松野豊委員長 日当。費用弁償ではなくて、日当。

倉田議会事務局次長 これは費用弁償です。

松野豊委員長 これは費用弁償なの。

倉田議会事務局次長 はい。

松野豊委員長 途中で切って済みません。金額だけ先言ってください。

倉田議会事務局次長 あとは、宿泊等の議員さんに対する宿泊費ですけれども、松戸1万5,300円、野田1万6,500円、柏1万5,000円、流山1万6,500円、我孫子1万5,000円、あと日額の費用弁償、松戸はなし、野田もなし、柏なし、流山なし、我孫子もありません。

松野豊委員長 全部ないのね。

倉田議会事務局次長 はい。

松野豊委員長 つまりその日額の費用弁償というのが常任委員会とか特別委員会に来たときに払われるというやつだった、昔払われていたというか、以前は払われていた。

倉田議会事務局次長 はい。逆に出しているところは、千葉市8,000円、市川市3,000円、木更津1,500円、佐倉3,000円、市原4,000円、八千代2,000円、君津は実費で1キロ当たり30円、四街道1,500円、印西2,600円などです。

松野豊委員長 よろしいですか、大体。流山の場合は、今議運で上がって代表者会議で議論にはなっていますけれども、日当のほうは要するに行政視察に行ったときに日当手当として支給されていますけれども、大体食事代とか交通費とかやりくりで、別に現金で余りもらった記憶がないのですけれども、日当は一応出ていると。その日当を廃止するかどうかというのは今後の議論というか、課題になっていますということですね。

伊藤委員。

伊藤実委員 皆さんいろいろ出ましたが、この27条については、原案どおりでいいのではないのでしょうか、とりあえず。と思います。

松野豊委員長 では、そろそろまとめたいのですけれども、一たんこれで案としてはすると。一応乾委員からも御指摘ありましたけれども、まだまだきれいではないというか、いろいろ今後未来に向けてここは修正をしなければいけない要素も十分に踏まえているということを我々がわかった上で、とりあえずこれでいくということではよろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤實委員 附属機関につきましては、外すということですね。

松野豊委員長 はい。では、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次です。第10章、最後の章です。規範性です。これは、ちょっと先に説明、28条からやりたいと思いますが、原文では28条の1項で、この条例は、議会運営の規範的役割を担うものとするというふうに入れておりましたが、これ後でやりますが、目的の中に書き込んだのです、目的文案つくったときに。目的の中に書き込めば、全部規範性ということ網羅するので、ここで2回言わなくてもいいかなというのが一応正副委員長、事務局で協議した案ということです。2項を1項に変えて、3項を2項に変えているのですけれども。なので、第10章、規範性のところは、1項を第1条の規定に基づき、第1条というのは目的ですけれども、目的の規定に基づき、本条例の趣旨に反する議会運営に関する条例、規則等を制定してはならないというのと、2で、議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を議員に対して行わなければならないというふうに整理をしたところでありますが、こちらも御意見あれば。

では、戸部委員。

戸部源房委員 私は、この前出されたときからこれは言っておかないといけないかなということで、第1条に書いてあるからどうのこうのではなくて、規範性については議会運営の規範ではなくて、最高規範という形ではっきりとうたったほうがいいのではないかと。これなぜ最高規範かという、第2条で、これ1条になってしまっているけれども、議会運営に関する条例、規則等を制定してはならないとありますよね、そのほか。

松野豊委員長 第2項。

戸部源房委員 第2項ね。

松野豊委員長 28条の第2項ね。

戸部源房委員 うん、これ前のとがたがたになってきているから。そういう意味からも、これ最高規範とうたってもいいのではないかと。

それから、もちろん最高規範であっても日本国憲法とか地方自治法というのはきちっと理解した上で解釈するというのが最高規範のあれなのだよ。だから、私は、議会運営のと書いてあるわけだから、議会の日常的なものの一番最高規範とはっきりとうたってもいいのではないかと、そういうふうに思うのです。これは、ほかの条例でも、ほかの栗山町でもどこでもそれうたっているところが多いのだよね。議会改革の目指すべき方向性をはっきりとこういう形で言ったほうがいいのではないかと思いますので、私はこの問題については、第1条では最高規範と書いていないから、だからこのところできっちりとうたって、第2項としてこれを最高規範とするために、前項の規定

に基づいて、ほかの規則とか条例とかはこれに従わなければいけないと、そういうふうにしたほうがいいと、そういうふうに思うのですけれども。

松野豊委員長 ちょっと待ってください。整理します。

まず、最高規範の最高を外したのは、確かに他市の事例でも最高規範という言葉を使っているのですけれども、よくよく整理をしてみたら、最高規範という言葉自体が存在しないというか、ちょっとおかしくて、造語なのですけれども、そもそも。という話を事前に正副委員長と事務局で話し合ったときにして、最高を案として一たん外しているのですけれども、これ吉原さんと話したのだっけ。最高規範の最高って何で外したのだっけ。何か日本語がおかしいみたいな話になったのだよね、たしか。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 済みません。要するに最高規範というと、幾つか規範となるべき条例があった場合にはその中の最高だという形になるのですけれども、規範的条例はこれ一つだけなので、特に最高と言わなくても、規範的役割を担っているとえばよろしいのではないかなと。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 最高規範という言葉を使うか使わないかの前に、第1章で条例の位置づけとなっているでしょう。これ外してしまうと、1条に含まれるからいいやとなるのだけれども、外した場合の後読むと、位置づけが余りよくわからなくなってしまう、かえって。

松野豊委員長 これも吉原さんに説明してもらったほうがいいかな。位置づけは、つまり第1条の規定による、要するに本条例の趣旨に反する議会運営に関する条例、規則等を制定してはならない……ちょっと違うか。そうか。ちょっと今の御意見どうですか、田中人実委員からの。要するに1項を外してしまうと、確かに目的で、最高とつけるかつけないかは後でまた議論しますけれども、規範性というのをうたって全体にかかるようにしているけれども、第10章のところの28条の当初の1項を外してしまうと、第10章が条例の位置づけと見直し手続となっているけれども、その条例の位置づけというのがよくわからなくなってしまうのではないかという御意見というか、なのですけれども、法規担当者としての御意見をいただければ。

吉原係長。ちょっと見解だけ。

吉原議会事務局係長 済みませんです。これに関しては、ちょっとおっしゃるとおり弱まると思います。確かに位置づけとしては弱まると思いますけれども、2項の中でこの条例の趣旨に反する条例、規則等を定められないというふうに決めておりますので、それがこの条例の位置づけだという形に解釈できるのではないかなということでございます。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 それなら、ここで第10章の28条のところまで飛んでしまって、第1条の規定に基づきというのであれば、第1条の項目の中に含めて、そこに位置づけとかもっと明確に書いて整理した

ほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

松野豊委員長 というのはどうですか。一般的な見解で構いませんが。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 済みません。確かにおっしゃるとおりなのですが、ですからもしできればこの第10章はもっと前のほうがふさわしいのではないかな……

松野豊委員長 見直しのところだけはこっちに10章で残しておいてということ。

吉原議会事務局係長 10章というか、この章という形……

松野豊委員長 全部、見直しも含めて前のほうがいいということ。

吉原議会事務局係長 前に出したほうがいい。見直しも分離したほうがいいのではないかなと。

松野豊委員長 分離してということ。

吉原議会事務局係長 はい。

松野豊委員長 見直しは最後までいいということ。

吉原議会事務局係長 はい。

松野豊委員長 29条でもいいということ。

吉原議会事務局係長 はい。内容に関しましてはちょっと意見を言わせていただいたのですが、形式に関しましては言うてごさいませんので……

松野豊委員長 そうだね。コメントいただけていないです、つくるとき。

吉原議会事務局係長 要するに形式的にはこの位置づけに関しては目的の後のほうが……

松野豊委員長 先に持ってきたほうが、目的に近いところに置いたほうがいいということですか。

吉原議会事務局係長 はい。そうでないと、余りにも離れ過ぎてしまっておかしいかなというのがございます。

松野豊委員長 わかりました。では、体系としてはそうするとして。

では、田中人実委員。

田中人実委員 それと、最高規範ということは戸部さんのほうからも出ているのだけれども、そもそも議会基本条例をなぜ我々がつくろうかというその発端は、今日市民協議会の皆さんも傍聴されていますけれども、自治基本条例の中で議会のことが書き込まれていると。それはそれで、議員自らがそのところは書き上げようと、責任持ってというのが私個人的にはこの議会基本条例を積極的に議員自らがつくろうといった動機の一つなのだけれども、そこで自治基本条例の協議会の中でも、自治基本条例の中で一番問題になっているポイントは住民投票と最高規範性なのです。だから、この議論をしっかりとっておかないと、自治基本条例の中で、議会はそれは書かないのだから、今度議決権はこっちにあるわけです、自治基本条例。そのときに、最高規範というのは必要ないという方と、それは絶対入れるべきだという議員さんもいるわけだから、その議論ができなくなってしまうと思うのです。

松野豊委員長　なので、議論はします。ただ、一たん田中人実委員から別の整理の話題が出てきたので、議論しないというわけではないです。なので、戸部委員にもちょっと待っていただいているのですけれども、その最高規範は後でいっぱい議論しますから。とりあえず今の整理だと、条例の位置づけと見直し手続を第10章で分離して、条例の位置づけはもうちょっと前に持ってくるということについてはよろしいですか、そこまでは。そこはいいですか、皆さん。確認。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長　ただ、最終的には、何度も申し上げますけれども、総務の法規担当ともう一回条文化するときにはまたいろんな意見が出て、順番とか変わる可能性もあるということはちょっと担保しておいてほしいというか。これは、分離することについては、現時点では皆さんの見解を得れたということで整理します。

では、その最高規範の最高を入れるかどうかというところをちょっと議論したいと思います。
戸部委員。

戸部源房委員　実際問題我々特別委員会やってきたのも、先ほど田中さんも言われたけれども、議会関係に関すること、議会運営に関することの最高のものをつくり上げようということでやってきたわけですね。だから、私は議会運営に関するもの、いろんな法規とか、その上の一番最高だよと。これらをいろいろ見直すためにはこれの条例に照らし合わせてやっていかなければいけないのだよと、そういう形でしっかりと押さえておいたほうがいいのではないかなと、議会運営に関しては。私は、だから先ほど法律上どうのこうのとは言いましたけれども、また我々が将来目指している方向もそうなのだよ。議会は、最高の議会をやっていこうよと、もっとしっかりやっていこうよという意味でもあるわけだから、私は今回は議会運営の最高規範としてというのははっきりと入れたほうがいいのではないかなと。

松野豊委員長　わかりました。さらに協議というか、皆さんで議論していきたいのですけれども、議論の際にちょっとこれ参考になるかどうかわかりませんが、今辞書で調べました。画面見ていただければわかるのですけれども、規範というのと最高というのと……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長　規範と最高と、ちょっと念のため辞書で調べました。規範は、行動や判断の基準となる模範、手本、あと哲学で判断、評価、行為などの基準となるべき原則というふうに出ていて、最高というのは地位や高さなどが一番高いこと、物事の程度が特に著しいこと、またそのさま、物事が最も望ましい状態にあることという意味です。最高規範で辞書ではやっぱり出てこないです。だから、言葉としては造語なのですけれども、いかがでしょうか、ほか御意見。

酒井委員。

酒井睦夫委員　まだ決まっていませんけれども、自治基本条例も最高規範という言葉を使う可能性が高いですね、決定ではないにせよ。自治基本条例の場合は、全体を網羅した最高規範で、今の議会

基本条例は、議会運営に関する最高規範ですから、間違っていないのですけれども、最高規範という珍しい言葉を両方使っていると混乱するし、同じ対等というふうに受け取る人も多いため、自治基本条例だけに使って、こっちは使わないほうが誤解を招かないのではないかと私は思います。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 議論なので、いろいろ御意見をいただければということで。

田中人実委員。

田中人実委員 私は、逆に議会が自治基本条例の最高規範ということについては、要するに条例は同列だという考え方立っていますから、議会基本条例のほうで使えば、当然自治基本条例も認めざるを得ないだろうと、そういう立場なのです。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっと言葉が先歩きしているかなという気がしないでもないのです。最高法規というふうに表示するかどうかということがひとり歩きしているような気がしてしようがない部分があって、三重県の県議会の基本条例は最高法規という書き方ではなくて、ちょっと読んでみると、他の条例との関係ということで、議会に関する基本的事項を定めた条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、または改廃する場合においてはその条例との整合を図るものとするというふうな書き方しているのだけれども、最高法規という言葉がひとり歩きしている気がするので、私はこういう実態としての表現のほうがいいかなという気がします。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 基本的に自治基本条例もあるわけだよ。これも含めて考えていかなければいけないと。それで、私が常に思ったのは、何かやる場合でも条項とか法令とかいろいろ吟味する必要あるのだけれども、どういう形でかわってくるのか、あるいは将来どういうことを目指すのかという意図的な問題を十分取り入れてやっていかなければ、これは意味がないのだ。また、ここの2項にもあるように、他の法令とか、そういうものはこれに照らしてやっていかなければいけないと。そういう意味からとらえても、最高規範と入れてもいい、そういうふうにするのだよね。自治基本条例も出てきているわけだから、こちらが議会運営のと言え、あちらは行政運営のということになっても当然いいと。だから、そこら辺はちょっと違うのだよ。それは議論ではない。

[何事か呼ぶ者あり]

戸部源房委員 だから、そういう意味で私は持っていてもいいと。これは、三重県、そういうふうになっているけれども、栗山町とか、つくったところは全部堂々と最高規範とうたっているのだよ。それで、我々議員はしっかりやっていこうと。だから、私はそういう意味では入れたほうがいいのではないかと。

松野豊委員長 乾さん、三重県はどこに入っていますか。何条、何章。

乾紳一郎委員 27条。

松野豊委員長 第10章、補則。

乾紳一郎委員 そうそう。

松野豊委員長 ほかの条例との関係、この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関するほかの条例等を制定し、または改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。なるほど、わかりました。

あとは、高橋さんか。高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、議会基本条例の場合は、議会運営上とすれば、最高規範というか、表現がふさわしいかどうかわからないけれども、最高の位置づけでもよろしいのではないかというふうに考えます。その言葉がまずければ、今ざっと参考でいただいているものを見ると、時には議会運営にかかわる基本的事項とか、そういう表現になっているのですね。最高規範は主に多いですよ、確かに。そういう意味で、最初の議会基本条例をつくらうといった意気込みからすると、議会のこの基本条例を最高規範ということに持っていてもおかしくはない。ただ、最高規範といった場合に、いつも言っているけれども、上位法というか、憲法あるいは各法律など、そういうのはきちっと整合性を持たせていくというか、運用する場合においては条例に照らしながらやらなければならないということをつけ加えておけばよろしいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 今議論をお聞きしておりまして、私を感じたのが間違っていれば御指摘いただきたいと思うのですが、乾委員がおっしゃった最高法規とか最高規範という言葉がひとり歩きした議論が始まっていると。その中で、それをおっしゃる委員の方は、これは議会の運営上の一番上にある条例なのだよということをやうべきだという主張だと受けとめています。これは、後ほど議論をいただきますが、目的の中で規範を定めると。第10章の今現在第2項でその目的、規範的なものに照らしてそのほかの議会運営に関する条例、規則を制定してはならないという、この2つによって、上にあるという位置をそれは意味としては担保していますので、最高規範としてという言葉を打ち消しているものではないということ、まず私の受けとめた形です。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 そんなのは十分わかっているのです。それで、どうしても自治基本条例とこのところは切り離しては考えられないのです。要するに執行部が提案をしてきて、私たちがどういう考え、議員それぞれ考え方はあるのですけれども、議決するわけですよ。そのときに、自らつくった議会基本条例との整合性をどう判断するかというのが大きなポイントです、まず。それで、自治基本条例の勉強会、協議会の中で、執行部が常に議員に対して説明してきたのは、同列であると、すべての条例と自治基本条例は。提案する側がそういう考え方に立っているわけですよ。ところが、市民協議会の皆さん方の素案等の経過からすれば、そうではないと。同列ではなくて、全体の条例の最高の条例なのだと、そういう精神をあの中に盛り込むべきだということで素案が出ていろいろ調

整をしながらやってきた。ところが、それを受けて提案する側の執行部は同列だと言っているわけですよ。同列だと言うのであれば、議会基本条例と最高規範を使おうが使うまいが同列のものにしないとおかしいというのが私の考えなのです。

松野豊委員長 それは……済みません、僕委員長だから、個人の意見言っただけかもしれないけれども、僕はそれは同感です。議論なので、済みません、僕も議論に一委員として参加しますが、要は最高規範という言葉、熟語に僕はちょっと違和感がやっぱりあります。戸部さんが主張している最高とつけるのだというのは、別に最高規範という四字熟語にこだわっているわけではないと思うのです、本質を言えば。要するにさっき竹内主査もおっしゃったように、議会基本条例が議会運営における一番最高位のものなのだよということが伝わればいいわけでしょう、戸部さんとしても。だから、最高規範というのは日本語としておかしいから、ちょっと違和感があります。

戸部委員。

戸部源房委員 最高だから、素直に私はまじめだから、最高規範と使うのですよと。

それから、実際問題初めて議会基本条例つくってから、だんだんこれは変わってきているのです。やはり議会も最高規範として入れているところが多くなってきている。だから、私はそのような趨勢の中で入れてもいいのではないかなと。これは、議会運営上ですから。

松野豊委員長 最高性の意味合いが入れればいいのでしょう。別に最高という言葉にこだわっているわけではないでしょう。

戸部源房委員 いやいや……

松野豊委員長 思いでしょう。

戸部源房委員 思いと……

松野豊委員長 だから、言葉でなくていいのでしょう。別に最高規範でなくてもいいのでしょう。

戸部源房委員 思いをしっかりとあらわすには、最高規範と入れなければだめだ。それは……

松野豊委員長 言葉にこだわっているな、これ。

戸部源房委員 それから、正直言って自治基本条例も出ているわけですよ。それで、協議会が行われて、盛んに議論されていますよね。もちろん私どもの会派の中でも議論がされていると。そういう中で、議会基本条例と自治基本条例は最高規範性の問題なのだ、討議の一つの問題は。しかしながら、市の執行部は、これは同等でありますよということを言っているわけだよ、田中さんが言われたように。何回も聞いているよね、これ。だから、そういう意味からも私はこの中で議会基本条例、先ほどの意味合いも私は言いましたよ。もちろん日本国憲法とか地方自治法もこれを運用する場合はしっかりと見てやらなければいけませんよ。そういう2つの意味があるのだけれども、最高規範の。その上でやっぱりやっていかなければいけないのだよと、そういう意味合いがあるので、私ははっきり入れておいたほうがいいと。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 草間さんの御意見を後で聞かせていただきたいと思いますが、その前に、私昨日自治基本条例の集会というか、あの集まりのときも同じことを言っているのですけれども、学者によってもいろいろ考え方はあるようですが、昨日御紹介した私が読んだ2冊の本は、自治基本条例が唯一最高規範性ということを行っているのです。神原先生は、自治基本条例というのは最高規範ということをやつなければならぬと言っている。もう一人の松下啓一さんは、最高法規性という言葉を使っています、本の中で。しかし、いずれにしても最高の位置づけになっていて、条例はみんな同等だといっても、運用上は自治基本条例が一番上に位置づけられて、その下に議会基本条例も入っているのです、ほかの条例も。そういう絵もかいてある。そういう学者も、たまたま私が読んだ本は2冊ともそういう学者です。ですから、自治基本条例で最高規範という言葉を使ったら、議会基本条例は議会運営の最高規範ということに間違いはないけれども、使わないほうが無難だというふうに私は思うのですが……

松野豊委員長 そこはわかりました。それは御意見として伺っておきます。草間研究員にも後で意見伺いますけれども、ちょっと進行上整理したいのは、確かに何人かの委員さんから出ているように自治基本条例との連携を見ながらこの表現というか、最高規範にするのか規範性にするのかというのはある程度この委員の中で議論はしていかなければいけないのですけれども、ただ自治基本条例云々のところまで議論が及んでしまうと、趣旨と変わってくるので、そこは整理させてください。では、草間研究員、何かコメントがあれば。

草間研究員 まず、やはり議論が自治基本条例と議会基本条例まざってしまっていますので、これは整理しなくてはいけないと思います。まず、第1点として、行政の執行部の方が条例はすべて同等だというふうな御表現をされるというのは、まじめな公務員の方でしたら、必ずそういうふうに答えるというふうに考えております、やはり今までそういう認識で皆様やられていましたので。最高規範性と最高法規性というのは、これは行政学者同士の言葉のあやでございまして、要するに最高規範性、最高法規性の性が非常に重要なところでございまして、ここが担保されていないと基本条例とは言えないよねという議論は、これは先生方に共通する議論でございまして、ここでは自治基本条例が最高規範を使うかどうかという議論はおいておきまして、まず流山市議会の基本条例で議会基本条例として最高規範性もしくは最高法規性を担保するならば、第10章のこの28条の1項の規定というのは、これは必ず保障しなければならない、最低限。これがなくなりますと、最高法規性または最高規範性がなくなってしまうので、こちらは必ず担保していただく。また、最高規範を使うかどうかという議論ですけれども、今までの御議論の中でもあったのですけれども、すべての議会基本条例が最高規範を使っているかどうかというのは、必ずしもそうではございません。特に都道府県の条例では、最高規範を使わない条例のほうが多いです。といいますのも、やはり自治基本条例と行政基本条例と、また議会基本条例、この3本の議論というのを都道府県の先生方がやっておりますので、そうしますと最高規範という言葉を使うよりは議会運営の最高規範性を担保で

きる条項に移して表現をしている場合が多いですので、最高規範性を皆さんのこの条例で使うかどうかというのは、流山の実態に合った議論をしていただいて、私個人のことを言わせていただくと、今10章にある28条の1項さえ担保しておけば、また目的に担保しておれば、特にこだわる必要はないのではないかという認識を持っております。

以上です。

松野豊委員長 ありがとうございます。つまり28条の1項で、一たん案では消えていますけれども、棒線引いてある……

草間研究員 ではなくて……

松野豊委員長 ではなくて。

草間研究員 修正後の1項。

松野豊委員長 修正後の1が入っていればいいということ。第1条の規定に基づき、本条例の趣旨に反する議会運営に関する条例、規則等を制定してはならないというのが入っておけば大丈夫だという意味ですか。ということだそうです。

乾委員。

乾紳一郎委員 私も最高規範というのを入れるか入れないかって、変な言い方だけれども、議会基本条例ではどっちでもいいと思っているの。だから、譲れと言え譲らないわけではないの。そのところばかり加熱する議論をしてもしょうがないのではないかという思いがあるのです。

松野豊委員長 わかりました。ちょっと一たんここは……

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 違う、違う。まだあるのです。前文と目的があるのです。ここは今議論が平行線になっているので、一たんおきましょう、冷ます意味も含めて。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 かかわってくるから、前文、目的を議論しましょうということです。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 余り余計なこと言わないほうがいい。

では、一回休憩します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

松野豊委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、28条、まだ結論は出ていないのですが、前文の素案と目的の素案がありますので、後ほどそこで一緒に議論するという形にしたいと思います。

まず、29条を先に議論をしたいと思います。見直し手続です。1項と2項とございますが、何か御意見ございますでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 この条文でいいと思いますけれども、検証の基準とか、そういうのはやっぱりきちっとしておかないと実際の見直しの作業はできないと思うので、その点ぐらいです、とりあえず。

松野豊委員長 多分後々上程後にまた議論かなという気がします。2年に1回議会運営委員会において検証と、議会運営委員会というのは入っていますけれども、どういうふうにどういう基準で検証していくかとかというのはまた別途、今は議会運営委員会の委員がそのままスライドで特別委員になっていますけれども、5月以降また役選の人事があつて、議会内の役職が改選されるので、そこにどう引き継いでいくかということも含めて、可決されるかはまた上程されてみないとわかりませんが、上程、可決後にまたここは協議していただくと。新しい……

田中人実委員。

田中人実委員 つまりこの条例案をつくっていく過程でこれだけ議論しているわけですね。ですから、見直しのときにはもう成文化されているからいいのですけれども、その見直し作業としては、各条項を全部チェックするようになると思うのだ、恐らく。だから、その見直し作業もある程度の時間はかかると思うので、そういう意味で。

松野豊委員長 わかりました。

では、29条はよろしいですか、この文案で。

戸部委員。

戸部源房委員 田中さんも言いましたけれども、きちっと手続踏まなくてはいけないよと。ここの文章で適切な措置と書いてあるので、それでいいと思うのだけれども、そこら辺もしっかりとやっていかないといけないよね、今後。それだけです。

松野豊委員長 ここでの議論ではないと思いますけれども、別の場所でまた議論していかなければいけないのは、この特別委員会も上程とともに実質に解散させるわけですから、これは改選後以降の話でしょうけれども、この前半2年は議会運営委員会で議長から諮問を受けて議会改革についてもやってきて、その中で議会基本条例が特に必要だということで特別委員会を立ち上げたという経緯がありますけれども、5月以降はもしかすると一つの案としては議会活性化特別委員会とか議会改革検討委員会とか、そういう形で特別委員会なのですから、常任委員会でもいいのかもしれませんが、法改正があつたので。恒常的にそういうことを議論するものを議運とは別につくるという可能性も含めて、ここでの議論ではないですが、また議会内で議論をしていけたらいいのかなというふうに思います。

では、これはよろしいですか、29条は。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、前文……

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 済みません。13条飛ばしていました。13条を先ほど飛ばしていたので、13条がまだありました。第4章、13条のところの議論をまだしていませんでした。失礼しました。議決事項の拡大です。どこまで拡大するかというのを一つ議論しなければいけないのと、余り議決事項を拡大していくと、その分我々がそれだけ審議をしなければいけませんから、時間的制約も含めてどこまでできるのかというのを含めて少し考えなければいけないと。原案で案として出しているのは、10年以上だっけ、計画が5年以上のものでしたっけ、5カ年計画以上のものを今案としては出していますが、どこまで広げるかというところをちょっと御議論をいただきたいということです。

田中人実委員。

田中人実委員 当面1番の基本計画まで、それでやってみて、その後の推移を見て加えていくと。こういう基本計画を審議して議決するとなれば、それ相応の時間も要するのは間違いないし、1回の審議で終わるといってもなくなってしまいうので、当面は(1)程度にとどめると。

松野豊委員長 御提案がございましたが、いかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 ここに例示的なものとして5年以上の挙がっているのですけれども、これそれぞれ計画の見直し時期は、具体的に例えば次世代育成計画は来年だよ。そういうのわかります、ほかの都市計画マスタープランとか障害者基本計画とか。

松野豊委員長 事務局のほうでわかります、切りかえの。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 では、ちょっと調べてもらっていいですか、後でも構わないので。

障害者基本計画は来年、次世代育成支援行動計画も来年。都市計画マスタープランだけわからないのか。ちょっと聞いてみてください。

乾紳一郎委員 それは、要するにいっぱいあると大変になるということはあるのだけれども、でも1年に1本ぐらいあったって問題はないのではないかというふうに思うので、基本計画はもう広がるのははっきりしているの、もう少し加えられればいいのかというふうに思うので、ちょっとそれは質問としてしました。

松野豊委員長 では、ちょっと今都市マスタープランについては調べてもらっています。この成文書の(3)、(4)は来年度ともに書きかえと。来年度でも何月かというのにもよる。大体4月でしょうけれども。

戸部委員。

戸部源房委員 これ出してきたのは大体5年という意味で、5カ年計画で。実際問題はもう一般的には5年計画なのだよ。普通の企業だと5年まで見直すと。それが5年以上になると、長期計画に

なってしまうのだよね。だから、そういう意味では私は最低限5年以上の計画についてはチェックしていかななくてはいけないと思うのだけれども、ここら辺がどれほどあるのか。余りあってもどれもこれもということでは……

松野豊委員長 それがこの3つだけなのです。調べたのです。

戸部源房委員 都市マスタープランと……

松野豊委員長 5年以上のものは、この3つ。都市計画マスタープランと障害者基本計画と次世代育成支援行動計画。

戸部源房委員 私は、このぐらいだったらいいだろうと思うのだけれども。

松野豊委員長 あとは、ちょっとイメージしておかなければいけないのは、先ほど田中人実委員からも御指摘があった、ではその審議にどれぐらいかかるかというイメージ……

田中人実委員。

田中人実委員 5年以上の重要な基本計画を議決事項に含めたほうが、それは議会のチェック機能を発揮できるというのはあるのだけれども、1つはこういった計画を単に常任委員会だけで議決するのか、その都度特別委員会でやるのか、その辺もあるし、それから議決事項にしなくても要するに政策形成の過程を説明しろとか、いろんなこと言っているわけだから、資料を出してほしいとか。それをそういう委員会で議決する前にいろんな代表者会議等で、当然こういうのもパブコメをかけていくわけだから、議会側の意見を言ってチェックするという、計画策定までにその過程において議会の意思を反映するということもできるわけだから、そういう方法も両方考えた上で慎重にやったほうがいいのではないかなど。

松野豊委員長 では、せっかくですから、草間研究員の見解も、他市の事例なんかも踏まえて。

草間研究員 実はこの96条2項の議決事件拡大の13条が議会基本条例つくられたところでは大きな問題というか、運用上の問題点として挙がるところでございまして、例えばこれ昨年なのでですけども、三重県議会、議会基本条例つくりまして、三重県議会は96条2項の別枠でもう条例をつくっております、また議会基本条例もできているのですけれども、それで基本計画を三重県は今つくっております、これが目下議会で審議中だったのです。昨年の一般会計補正予算について、基本計画に関連する予算案が上がってきたところ、これ議会は基本計画はまだ議会で審議中なので、修正すると。そういった事態もこれは実例として挙がってまいります。三重県議会がやっていることは、これ議会基本条例に照らし合わせると、当然のことなのでですけども、こういったことが起こってくると。かつ今現在先ほどから出ている福島町議会なのでですけども、これ議決事件を思いっきり拡大しております、挙げますと、総合計画、都市計画、住宅マスタープラン、高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画、自立プラン、地域防災計画、過疎地域自立促進市町村計画、森林整備事業計画、農業振興地域整備計画、地域マリンビジョン計画、11項目について拡大しております。これも議長、事務局長にちょっとお聞きしたのでですけども、これを審議しますと、例えば議会で

一回これを決議しましたと。では、その計画に基づく予算執行というのはまた議会にかけなくては
いけないのかという、こういう問題も発生してまいりまして、福島町の場合、何をやったかという
と、各計画の事業費は計画額というところで一回議決して、細かいところは裁量に任せるとい
うところにしておりますので、流山の場合は今の議論でそこまで拡大しないというところですが
ども、この運用のところでは実際問題特別委員会であろうと議運等なりでこちらの議決事件の拡大に
ついては御議論いただく必要が出てくるのではないかとこのように考えております。ただし、一般
的な議会基本条例、他市の状況を見ましても、議決事件の拡大というのはほとんど含まれておりま
して、隣の松戸市議会でも、市長は、基本計画（市の基本構想の実現のために必要な施策を体系的
に整理したものをいう）の策定または変更するときは、議会の議決を経なければならないと11条で
うたいまして、また計画または各行政分野における基本的な計画で法律の規定による策定、変更ま
たは廃止をしようとするときは、その概要を議会に報告しなければいけない報告義務、それから市
長等は、前項に規定する計画のほか、市政の基本的な施策にかかわる計画の策定等をしようとする
ときは、その概要を議会に報告するよう努めるものとする、かなり隣の松戸市議会でも96条2項
につきまして、議決事件の拡大等につきましては強調されているというところでございます。

松野豊委員長 ちょっと三重県の例がよくわからなかったもので、もう一回説明してください。

草間研究員 三重県は、これ恐らく5年ぐらい前、2003年から2002年ぐらいですか、96条2項の議決
事件の拡大をもうちょっとちゃんとやろうという御議論が議会の中で起こりました。

松野豊委員長 議会基本条例の手前でということですね。

草間研究員 手前です。起こった際に、都道府県の場合は総合計画が議決事件に入っておりませ
ないので、総合計画を議決事項にしようというところでその議決事件の条例ができて、また議会基本条
例でもそれは再度うたっております。何が起こったかという、野呂知事になりまして、美し国お
こし・三重という基本計画を今つくっているのですけれども、これを委員会をつくって審議してお
ります。これ継続審議なのです、委員会なのです。その際に、平成20年度一般会計補正予算案のと
ころで、この美し国おこし・三重の事業費というのが上がってまいりまして、これを議会としては
議会で審議していることですので、修正で可決したという……

松野豊委員長 予算案を。

草間研究員 予算案をです。この事業費にかかわる予算案を修正して可決したと。要するに削ったの
です。基本計画議会でやるということは、それだけ何で先に予算ありきなのだという、こういう議
論も、まともにこういうことをやっていきますと、ちゃんとやらなくてはいけなくなってくるの
で、三重県議会はこれは合っているのです、やったことについては。ただし、そういうことが想定
され得るということになってきますので。

松野豊委員長 それなりの覚悟をしないといけないということですね。

草間研究員 そうですね。

松野豊委員長 場合によっては通年議会とか、時間的に間に合わなければの話だけれども、物理的に。
草間研究員 ちょっとそれは別の議論なのですから。

松野豊委員長 また別の議論です。なるほど。

草間研究員 だから、その計画やっぱり議決するについては、特に基本計画等につきましてはかなり
の大きな時間が必要なのではないかなというふうに考えております。

松野豊委員長 ありがとうございます。

あと、局長、わかりましたですか、年度。

では、秋山局長。

秋山議会事務局 流山の都市計画のマスタープランはもう既につくられておりまして、平成17年か
ら平成32年までの15年間です。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 ということは、この2、3、4を今拡大でこの基本条例の中に入れても、都市計画マ
スタープランは平成33年から新しいのができるから、せいぜい平成31年とか平成32年から、予算も
含めるかどうかかわからないけれども、議会で協議していくということで、障害者基本計画も来年も
う新しくなってしまうから、今からでは間に合いませんから、次の5年後、平成26年だからという、
そういうイメージですか。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 説明が私短くて済みません。障害者基本計画については、基本的には5年です。
3年ごとに見直していきますので途中ではかぶっていく部分があるのです。ここに仮置きと明記さ
せていただきましたのは、大まか計画のスパーンが5年以上あるものということでこちらに書かせ
ていただきました。

松野豊委員長 具体的には、もしここに議決事件の拡大で、(1)はいいとして、(2)、(3)、
(4)を入れると、議会としては具体的にはいつごろからどういう形でなるというイメージになる
のですか。例えば後期基本計画は、まだ決定はしていないけれども、特別委員会で決算とか予算み
たいに審査をするかという話が出ていますけれども、(2)、(3)、(4)をこの3月の上程で
具体的にほうり込んだときに、議会の上程後の対応はどうなりますか。

竹内議会事務局主査 例えば障害者基本ですと5年ですから、平成25年が議決の時期かなというイメ
ージです。

松野豊委員長 次世代育成支援プランも一緒ですよ。平成25年。都市計画マスタープランは平成33
年、こんなイメージですが、引き続き委員の方から御意見あれば。今入れておいたほうがいいので
はないかというのと、将来的には入れていいと思うけれども、一たん(1)だけでシンプルにして
おいて、試行的にというか、基本計画を実際に議会には9月か12月で上程されるということになっ
ていますけれども、そこの動向を見てから、先ほど直近でやりましたけれども、2年に1回この議

会基本条例も見直ししようということになっていますから、その2年後に見直したときにつけ加えるかどうか、もしくは今から入れておくかどうかという議論かなと思いますけれども。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 補足でございますが、障害者計画であるとか高齢者計画というのは、国で計画決定されるとすぐ着手するというイレギュラー的なものもあります。ですから、先ほど草間研究員のほうから御説明があった松戸市のような表現にするか、もしくは次の14条のほうでいわゆる計画、政策事業等については7つの項目について説明をしなくてはいけないということをしていますので、その計画の中には当然この障害者基本計画であるとか次世代育成計画とか入ってくると思われまので、14条の方で説明については担保していますので、一たん流山市のすべての計画等の一番上位に来る基本計画というものが議決事項の最初、基本であるのではないかということで、今回正副委員長案ということで提出をさせていただいております。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 ちょっと質問なのですが、流山市の一般廃棄物の処理の基本計画ありますね。あれはどうなっているのですか。要するに5年以上入ってくるのではないの。

松野豊委員長 仲田さん、問い合わせしてみてください。ちょっと問い合わせます。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 済みません。訂正します。先ほど私執行部の計画全部調べて5年以上のものだけ抽出したらこれだけだったという言い方をしましたが、間違いでした。ちょっと幾つかだけ載っただけみたいです。ほかにもたくさんありそうです。廃棄物のやつは、今問い合わせを行政担当者に行っていますので。ということは、もう一回これ全部洗い出さないといけないのではないの、5年以上目安で。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 洗い出さなくてはいけないという作業はもちろんあるのですけれども、ただ先ほど草間研究員が御発言いただいたように、計画自体を議決してしまうというのは、当然財源的な背景があるわけですので、計画を先に議決しておいて、後に予算が出てきたときに、最初に計画を議決していますので、予算は担保されているという解釈の面も出てきます。ですから、具体的に後年度予算的なもの裏付けとなった計画をこの議決事項で拡大していくということに関しては、もっともって運用面も含め議論してからでない、議決事項に5年以上だからとりあえず入れておこうということは難しいと考えます。議会基本条例では、運用として2年ごとに見直していこうという見直し条項を入れていますので、その間に議論していくという可能性も、秘めています。

以上です。

松野豊委員長 あとは、参考にするなら、福島町の11項かなというのと、田中人実委員が、今執行部に聞きに行っていますけれども、廃棄物は特にごみの有料化云々で市民の関心の高いところですか

ら、タイムリーなものだけつまんで入れておくか、都市マスタープランと廃棄物と、例えば防災とか。

戸部委員。

戸部源房委員 基本的には、基本計画をどうするかということは今執行部から提示されているのだよね。それで、それを9月上程するので、どうするのか、あるいは12月にしろとかいろいろ議論ありましたよね。ですから、まずは基本計画をきちっと押さえておいて、そのほかの条例については松戸方式で適時に検討して対応するような形でやられたほうがいいと思うよね。それで、見直しも2年で1回あるわけだから、これ運用の問題考えるといったら大変だよね。

松野豊委員長 多分休みがなくなります。365日議会。

田中人実委員。

田中人実委員 1つは、5年以上のもの書くのなら、全部列挙しなければおかしいですよ。あとは、それ全部議決事項にした場合に、どこで議決するかという、例えば都市マスとか基本計画とか、長いものは特別委員会で審査するとか、あと通常5年程度のものは常任委員会で審査すると、そういうふうになれば、運用するにおいても現実的かなと思うのですが、いずれにしてもそういうことを想定しないと大変だと思います。

松野豊委員長 そうですね。安易にばんと並べると後々運用上でしっちゃんめっちゃうかになる可能性もあるので、どうですか。まだ議論ですけれども、いろいろ御意見出た中で、とりあえず基本計画だけ残しておいて、2、3、4は一回外して、2年後の議会基本条例の見直しのときに再度、我々が議論するわけではないですけれども、後世の方になるでしょうけれども、議論していただくという……

藤井副委員長。

藤井俊行委員 総合計画、20年基本構想を以前審議していると思うのですが、特別委員会を立ち上げて。その後、議決の拡大ということで5年の基本計画を今度は特別委員会を設置するという話に今なっているのですが、それであれば、やはり間の15年という都市計画マスタープランというのでも議決事項に入れておいたほうがいいのかなと私は思います。（2）番までは入れておくべきと思っています。

松野豊委員長 では、どうしましょう。

田中人実委員。

田中人実委員 議決事項の拡大についてはいいと思うのです。そういう議論を私もしたのは、さっき例に出した廃棄物の基本計画、ごみの有料化のときに、当時の部長が既に基本計画に書かれておりますと。それ書いたのはあなたたちが勝手に書いたのでしょうかと、議会は議決していないのだからというような議論が出たので、拡大することはいいいと思う。ただ、さっき運用のことはというのだけれども、計画年度の長いものは一つの案として特別委員会設置すると。通常の5年程度のものに

については、常任委員会で審査すると、そんなことを想定しておけば、書いてもいいのではないかなとは思いますが。

松野豊委員長 とにかく全部洗い出さないといけないですね、どっちにしても。15年のやつが都市マスだけなのかとかというのも今わからないです。だから、一回これも保留というか、次回までに洗い出ししておくということですか、宿題で。ちなみに、廃棄物わかりました、何年か。

仲田補佐。

仲田議会事務局次長補佐 ただいま御議論いただきましたように、やはり5年スパンで基本計画を定めていると。現在の計画は、平成17年度から平成21年までということで伺っております。

以上です。

松野豊委員長 では、ここは項目をもう一回5年以上のものに絞って、5年以上ですから、10年もあるでしょうけれども、5年以上のものを事務局のほうで洗い出していただくということですか、全部。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 まず、私自身で、特別委員会での基本的なお考えを認識しておきたいのですが、5年以上の計画を調べて、多い・少ないで議決事項に載せる、載せないという決定をするのか、それとも今回は基本計画までを議決事項として定めておいて、条例の中で計画、政策についての市長の説明規定をうたっていますから、それを運用しながら、調査した5年以上の計画は次回の改正の中に入れていこうという方針でいかれるのかなという点についてはいかがでしょうか。

松野豊委員長 多いか少ないかだけではなくて、多いか少ないかもあるでしょうけれども、現実的に、では30個全部できるのかということも運用上でイメージしていかなければいけないですし、だから多いか少ないかももちろん判断基準の一つではありますが、それだけではなくて、中身の問題もあると思うのです、内容とか。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 前回3年ぐらい前、違う部署なのですけれども、この調査を行ったときは、相当期間がかかったという記憶はありますのでご理解いただければと思います。

松野豊委員長 それを全部把握している部署は存在しないの、企画とか。

竹内議会事務局主査 実は、私企画で他の関係でこの調査を担当しましたが、古い話ですので現在担当課には、当時のデータがないということでした。

松野豊委員長 なかったと。

秋山局長。

秋山議会事務局 恐らく今のお話にあるとおり、どこか一カ所でそれを把握しているというところは所管事項としてないと思うのです。したがって、各部の庶務担当課、こちらに連絡して、確認して上げさせていただくという形をとらざるを得ないと思います。時間は、やはり1週間以上はかかる

と思いますので。

松野豊委員長 できれば、一応最後に話そうと思っていたのですが、23日、来週も予備日でおとりいただいているので、幾つか、今日ままだうちちょっと議論しますけれども、5時までは。棚上げになったものは一たん持ち帰っていただいて、23日に確定をさせたいというふうに、そうでないと成文化というか、法規との調整期間もある程度法規にとってあげないとちょっとタイトなので、多分デッドラインというか、我々である程度まとめるのはもう23が最後かなという気がしているのですけれども、それでいうとあと1週間しかないので、全部洗い出して、それからどこまで拡大するかという議論はちょっと厳しいかなという、現実的に。という気がします、いかがいたしましょう。

戸部委員。

戸部源房委員 13条からいいですか。13条は、基本的には私の場合、参考資料で出してもらって、基本計画まではやると。それから、そのほかの計画については、参考資料で出してもらうことはいいことなのだけれども、それは別途項目で……

松野豊委員長 今回の条例案からは外しておくというような。

戸部源房委員 外すと、そういう形でやられたほうがいいのではないかと。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 もう一つは、個別基本計画名称こ書かないで、5年以上の基本計画については議決することができるというふうにしておいて、その都度ごみの問題も大事だし、いっぱいあると思います、ほかに環境の面でもいろんな基本計画。必要に応じて議決事項にするかどうかを協議できるようにしておくのも一つの手かなと、そういうことができるのであれば。

松野豊委員長 そういうことができればということですよ。それ吉原さんに聞ける、今。ちょっと確認してください。今法規に確認していますけれども、文案としては5カ年以上の計画については必要に応じて議決することができるという1項を入れるか、13条の2項に。だから、13条の1項は(1)までにしておいて、13条の2で5カ年以上の計画については必要に応じて議決することができる。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 第4章、13条のところで、13条の1項の(1)までにして、2、3、4は削って、13条の2項に5カ年以上の計画については必要に応じて議決することができるという表現を入れることが可能かどうか、議決事件の拡大のところ。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 議決とすると、どれを出してどれを出さないかという形になりますので、執行部のほうとしては。そうしますと、それ決まっていなくてどれを出していいかわからなくなりますので、それはちょっと難しいかなと思います、提出するかどうかは執行部ではわかりませんので。

それをやってしまうと5年以上は、これ出すの出さないのということでわかりませんので好ましい表現ではないと考えます。

松野豊委員長 それは、運用で担保できないの、議会事務局との。突然あれしろという話ではないの。役所内にある5カ年以上の計画を、だから必要に応じて議運なりで議論して、例えばごみの有料化が出てきたとすれば、これ廃棄物の5カ年計画はやっぱりやっておかなければいけないねみたいな話になって、突然振るというのではなくて、例えば半年後の12月議会でちょっとこれは議決事項にしてもらおうとかということが。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 まず、その把握はどうやってするのかという話になりますので、例えば議決する、しないの前に5カ年以上の計画を議会に報告してもらおうとか、そういった内容であれば、とりあえず把握はできますので、その後どうするかというのはもうちょっと議論が必要ではないかなと思うのですけれども。

松野豊委員長 ありがとうございます。ということは、やっぱりちょっと難しそうなので、どうしましょう。(1)番だけにしておくということでどうですか。いろいろ御意見はいただいたのですが、ちょっと現実的に3月上程ということも考えていくと、繰り返しになりますけれども、来週の23日の皆さんに予備日でとっていただいている日にある程度まとまりがつかないと、ちょっと3月上程厳しいかなということになるので、現実的に考えて、ただ何度もほかの委員さんからも出ていましたけれども、2年に1回見直すわけですから、そのときにまた再協議をするということで、一たんは今回は(1)まで、基本計画までということで整理させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、2、3、4削ります。

それでは次に、前文、目的、それから先ほどちょっと棚上げにしていた第10章の28条のところも含めてでいいと思いますが、ここも絡んできますので、前文と目的のところの案にお目通しをいただければというふうに思います。ちょっと時間をとります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時25分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

今休憩中に前文素案と目的の素案、それから目的の解説文案をごらんいただいたかと思います。多少前文がたくなっていますが、背景は冒頭にも申し上げましたが、延べ6時間強、3日間に分けて正副委員長と事務局で議論を重ねてつくりました。もとなつているというか、下敷きになっているのは、実は日本国憲法の前文を下敷きにしました、主にですが。それを下敷きにしておいて、あ

る程度文案をつくった後に、文ができたときに、最後に一応参考までに他市の先進事例というか、栗山町だったり伊賀市議会だったり三重県だったり四日市だったり、いろんなところの前文をざっと再度目を通して、参考になりそうなところはちょっと入れ込んだというような形です。ですので、あえて最初から他市の事例を見てしまうと、他市の事例に引っ張られて、流山らしいとか流山のオリジナリティーを発揮したほうがいいのではないかという話がこの特別委員会の委員の皆さんからも出ていましたし、昨年の秋にシンポジウム、それから意見交換会したときにも参加者の市民の方から流山らしさとは一体何だというような御指摘もありましたことから、なるべく他市の事例に引っ張られない流山のオリジナリティーを発揮した議会基本条例の前文にしたいなという思いでいろいろ考えていったときに、日本国における最高法規はやっぱり日本国憲法ですから、日本国憲法の前文をよくよく参考にしながら、冒頭はほぼコピーというか、コピー・アンド・ペーストというか、国民のところを市民に言いかえているだけなのですが、こういう形にしたというのが現状です。ちょっと御意見いただいて、いろいろ議論しながら整理をしていければなというふうに思っていますが、委員の方から御意見があればちょうどいできればというふうに思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 今説明を聞きまして、ああ、なるほどと思ったのですが、非常に格調高い文章にはなっているなというのは率直に感じるのですが、ちょっと難しいよなというのも反面思います。例えば4行目のその福利は市民が享受するという、憲法がこういう書き方になっているのだけれども、意味がよくわかるかなというのがあります。

それとあと、内容的になのですが、4段落目のしかし新しい地方主体の時代を迎え、自治体の自己決定と自己責任の範囲が拡大した今日というふうが続くところなのですけれども、私たち自身は自治体の自己決定と自己責任という言葉の使い方が、要するに政府の役割というか、を何か免罪しているような感じがして、余り使わないのです。地方公共団体は、流山なんかは割と財政自立的にやっていけるのだらうと思うのだけれども、地方の自治体になるところはなかなか言えない部分があるので、だからこのところなんかは地方自治の範囲が拡大みたいな言い方だと僕なんかは納得できるなというふうに。

松野豊委員長 そのほうがもしかしたらすっきりするかもしれません。それは皆さんで議論ですけれども、ありだと思います。

乾紳一郎委員 その後で、自由と責任とか自立と連携とかと出てきているので、こっちは地方自治の範囲が拡大しというふうな形でもいいのかなというふうに思います。

それから、総則のところなのですが、この条例は、地方自治の本旨に基づきのところで、私はその前書きとして、日本国憲法の定めると入れて、地方自治の本旨は括弧でくくるべきだというふうに私は思います。

松野豊委員長 具体的にはどう、この条例は……

乾紳一郎委員 この条例は、日本国憲法の定める……

松野豊委員長 どこが変化したかわかるようにしておきたいので、ちょっと待ってください。はい、どうぞ。

乾紳一郎委員 日本国憲法の定める「地方自治の本旨」という。

松野豊委員長 なるほど。強調するということ。

乾紳一郎委員 というか、地方自治の本旨というのは一つ概念だから、そういうふうにしたほうがいいのではないかなというふうに思います。私の意見です。

松野豊委員長 ちょっと補足しますと、日本国憲法の第8章に、今画面に出しましたが、地方自治という章がございまして、憲法第92条、地方自治の基本原則というところに地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるという表現があります。これは、目的のところと合致していくのですけれども、その地方自治の本旨って一体何ということ解説文案の後半のほうでちょっと説明をしています。後でまたさらに補足が必要であれば、補足で御説明をするようにします。

では、あとは乾さん案ですと、しかしのところ、ここを削ればいいということですか。見えます、これ。自治体の……

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 地方自治のに変わると。まだ一応案としてですが、地方自治の範囲が拡大した今日と。あと、ほか御意見いかがでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 まず、どこをどうということではないのですけれども、内容についてはいいと思うのですが、もう少し何かわかりやすい表現というか、言葉遣い。それと、最後の2行の我々議員は議会の名誉に、これはそれぞれの議員が胸にとどめておけばいいので、宣言文みたいになっているので、こういう精神は十分そういうのを持っていくのでしようけれども、あえて書かなくてもいいのかなと。今気づいた点はとりあえずそのくらいです。

松野豊委員長 ありがとうございます。まず、前半のちょっとわかりやすい文章にできないかということに関しては、いろいろ努めたのですけれども、実は骨子案で皆さんからこのキーワードは入れたいよねとかいうお言葉を聞いたの御記憶かと思いますが、全部網羅は正直できなかったのですけれども、なるべくそのキーワードも入れ込みたいなと思っていろいろ肉づけしていったら、要するにワンセンテンスがすごく長くなってしまったのです。途中で切るとちょっと文章がおかしくなってしまうとかということ、実はワンセンテンス、ワンセンテンスがすごく、目的もそうなのですが、長くなってしまっているの、ちょっと読みづらいかなと。あと、使っている言葉が、これは乾委員からも御指摘ありましたけれども、憲法の前文下敷きにしたものですから、ちょっと難しい言葉が入っていたりとかというのは否めないかなと。

後半の最後の2行、我々のこの誓うというところは、皆さんがとどめておけばいいということであれば、それ取るのは全くやぶさかではないです。何でこれが入ったかという、これも実は憲法の前文を参考にしました。憲法の前文が最後をそういうふうに分結であるのです。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓うというふうに分結であったので、憲法の前文を下敷きにしたものですから、そこも一たん案としてはここで合わせておこなうかなということを入れていきますという、背景だけ御説明しておきます。

酒井委員。

酒井睦夫委員 皆さんおっしゃっていますけれども、成文の第2章、第2条、議会活動原則の中に、市民にとってわかりやすい言葉、表現を用いた説明に努めることともう第2条に書いてあるぐらいですから、皆さんおっしゃったようにわかりやすい言葉で書き直していただきたい。特に書き出しからの5行、極めて難しいです。この5行読んで、その次読む気がなくなってしまうという、それだけ難しい文章だと思いますので、わかりやすいということをもう一回私からもお願いしたいと思います。

それで、私が議会基本条例の前文に書かれている内容というのはこういうことではないかなと、これ読む前にイメージ持ったのは、やはり時代認識として一つは地方分権の時代になったということは、これ触れなければいけませんね。地方分権になったということは、簡単に言えば都市間競争が始まるということです。自分たちのことは自分たちで決める。都市間競争という言葉が嫌いな人もいますので、その言葉は場合によっては使わなくてもいいのですが、要するに魅力的な都市にならなければどんどん衰退していくということですから、若い人も入ってきませんし。そういうことで、魅力的なまちにするということが生き残りのために必要で、そのために議会もそこに貢献していくということだと思うのです。具体的には、ここにも書いてあるのですけれども、北海道の某市のようにならないためには監視機能というのを従来以上に強めなければいかぬということと、政策立案機能、今我々が一生懸命やろうとしているその機能をもっと高めなければいかぬということと、もう一つはここにやっぱりうたわれていますけれども、市民参加をもっと進めて、全体の議会のレベルアップを進めていくというようなことが前文に書いてあるとわかりやすいのではないかなというように私を感じたのですけれども。

松野豊委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、ずっと御指摘があるように、難しいと。市民にわかりやすい議会というふうに分結も2条の中でしているのではないかなという御指摘もごもともなのですけれども、前文は原理原則論をうたわなければいけないかなというので、その6時間議論した中でももちろん出ました。わかりやすさというのは、ずっと横に置きながら、別にわかりやすい文章を無視していたわけではなくて、ここに置きながらこれをつくったのですけれども、でも改めて難しいながらにきちっと一国民としてというか、日本国憲法の前文をちゃんと意味を1個1個調べながらやっていくと、本当の原則が書いてあるのです。別にここで日本国憲法の前文の講

積を垂れるつもりは毛頭ないですけれども、間接民主主義であることであるとか議員は正当な選挙によって選ばれた市民の代表者であるということであるとか、もちろん市民のことだけうたっているわけではなくて、国民はその代表者を通じて行動するのだということであるとか、言葉は難しいのですけれども、とても大事な原理原則が書いてありまして、これをわかりやすい言葉にするというのはなかなか難しく、現状こうなりましたということでもあります。これで絶対変更しませんという意味ではないですよ。一応背景だけお知らせしておいたほうがいいと思って。

戸部委員。

戸部源房委員 わかりやすさという意味では、いろいろこれから検討してほしいのですけれども、これは2つの論点があると思うのだよね。これ二元代表制の中で議会は何をしなければいけないか、市長との関係だよね。ここら辺の問題を明確にうたわなければいけない。それから、もう一つは、市民に開かれた議会とあるよね。これについても、何と何を市民に訴えてどういうふうに行っていくのかと。ここら辺は明らかにしないと、これは自由闊達な討議を重ね、もっともっと市民に信頼されるだけでは、これは問題があるなど。私は、そこら辺をより具体的にもっと出すべきではないかなというふうに思います。特に私は二元代表制の中で、市長との監視機能とか緊張関係どういうふうに行っていくのかということと、市民に開かれた議会と書いていますから、情報公開も含めてどういうふうに議会はやっていくのかと、ここら辺をへりくだった形でもうちょっと落とし込んだ形で具体的に出されたほうがいいのではないかなと。

松野豊委員長 その議論も実はしました。ちょっと今吉原係長いらっしゃらないので、あれですけれども、吉原係長とも話していったところ、前文についてはなるべく大枠で、要するに1条から流山の場合、今のところ29条までですけれども、全部網羅した形で大枠で書くのが通常の例だということで、いろいろ編集した段階で最終的にこうなったのですけれども、実は最初の素案では、流山市の議会改革の経緯も全部年度まで入れていたのです。こういう平成13年から議会改革が始まって、ずっと議会基本条例につながったと。つまり自治基本条例がかなり活発になってきたから、別に議会基本条例をつくったわけではなくて、何度も申し上げていますが、この特別委員会でも、議会は議会で平成13年からずっと議会改革を先んじてやってきたわけですよ、執行部は執行部でいろいろ改革してきたと思いますけれども。そういうこともきちっと市民に御理解していただくために、具体的に全部入れていたのですけれども、そうしたらそれを吉原係長に見せてみたら、余りこれはそぐわないと、条例の前文として。それで、どういうふうにとまとめたかということ、これ難しい文章が並んでいて恐縮なのですけれども、上から段落でいうと3段落目、このため、これまでの議会は市民の要望を把握し、市民のために議会活動の活性化を目指し、常に議員間で協議を重ね、議会改革を積極的に実践してきたところであるというふうに丸くなってしまったというか、議論していく中で、本当は細かく出したかった。細かいほうがわかりやすいし、あっ、平成13年からやっているのだとか地方分権一括法が施行されてから、ほぼ同時に議会改革始まったのだとかというふ

うにわかりやすいのですけれども、何か余りそこまで細かく書くものではないのだというアドバイスがあって、こんな感じに全体的に。

では、戸部委員。

戸部源房委員 二代表制にしても、議会の役割、市長とどういうふうに関わらせていくのかとか、そういうものをもうちょっとあれしたほうがいいのではないかと。これだと仲よくやってやりましょうみたいな……

松野豊委員長 ちゃんと読んでください、それは。2センテンス目にきちっと出ているのですけれども、市政の運営には日本憲法に基づく二代表制のもとで市長と議会は市民の信託をさらに重く……

戸部源房委員 いやいや、例えばの話……

松野豊委員長 例えばって、例えばだからここに書いてあるではないですか、ちゃんと競い合い、協力し合うって。

戸部源房委員 だから、もうちょっと競い合うのでもどういう形で競い合っていくのか……

松野豊委員長 だから、その具体的などころがなかなか前文だと余りそぐわないという話なのです。

戸部源房委員 いや、そこら辺は。

それから、先ほど言ったように、町民に自由闊達な討議を重ね、もつともつと、こういう論議をもうちょっと具体的に出していったほうがいいのではないかなと、私はそういうふうに思うのです。こんな何も全体をあれして、皆さんがわからないようなこと書いたってしょうがないのだよね、はっきり言って前文であっても。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 さっきも言いましたけれども、書かれているこの文章の重要事項は網羅されていると思うのです。ただ、文章表現上で、例えば7行目からの市政運営にはという文章始まっているではないですか。その途中に、協力し合わなければならないものでありというのをならないで区切ったり、それから最後にまたものであるという言葉もあるし、実践してきたと言い切れればいいのを実践してきたところであるとか、言わんとしているところは末尾を切って2つの文章にすれば、よりわかりやすい言葉になるということが言いたいのです。

それから、その後の自立と連携を基本原則とした地方政府を目指す必要がこれからさらに増してきているものでありというのは、地方政府を目指す必要性が増してきているとかとすれば文章は大分短くなるの。一回そういうふうにしてみて、わかりやすくすれば。

松野豊委員長 わかりました。では、今例えばの中でおっしゃっていただきましたけれども、一回変えましょう、そうしたら。協力し合わなければならない。課せられているですよ。あとは基づくものである、これは削りようがない。基づいている。あと、地方政府を目指す必要性がさらに増してきている。あとどこでしたっけ。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 強化が求められている。これ何か理由……ちょっと吉原係長読んできてくれない。原文の原文は結構切っていたのです。最後ちょっと調整してもらったのです、夜。だから、そういうふうにしなればだめなのか。吉原係長が最終的にはちょっといじった経緯があるので、昨日の晩に。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 いやいや、そういうわけではなくて、多分法規の何か考え方があってしょう。では、暫時休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時57分

松野豊委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今御指摘いただいた部分は、センテンスを切ってみました。後でこれ皆さんに即座に印刷してお配りしますので。先ほど来申し上げていますが、今日これを確定させるのはなかなか難しいと思うので、後の議論というか、今日のレジュメの2番で今後のスケジュールというのを入れていますけれども、23日に予備日としていただいているので、その1週間の中で、ちょっとスケジュールがタイトで恐縮なのですが、会派のほうに持ち帰っていただいて、会派のほかの議員さんの御意見も聞いていただきながら、最終決定は23日にしたいと思いますが、ちょっと今までいただいたところの変更点を画面でやります。上から4行目、この条例は、主権在民を貴重とする民主主義の原理に基づくものであるというのを変えて、基づいているで切りました、一回。それから、7行目、異なる特性を生かしながら、市民のために競い合い、協力し合わなければならない。これ協力し合わなければならないものでありだったのですけれども、ちょっとくどいので、ならないで切って、そして市長と議会は常に緊張関係のもとで流山市の意思を決定する使命が課せられている、これものであるというのを切りました。それから、さらに3行下で、しかし新しい地方主体の時代を迎え、ここが自治体の自己決定と自己責任となっていました、これ地方自治にまとめてしまいました。それから、その次の行の自立と連携を基本原則とした地方政府を目指す必要性がさらに増してきているというふうに切りました。そこから議会にはと続けるとちょっとつながりがおかしくなったので、よってというふうにとりあえず仮で入れていますけれども、接続詞を入れました。よって、議会はこれまで以上に監視、調査、政策立案機能の強化が求められているというふうに切りました。あと、ずっと下、今度目的のほうですけれども、これまだ案ですけれども、日本国憲法の定める「地方自治の本旨」に基づきというふうに変えています。

あと何か御意見ありますか、ほかに。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 どこでしたっけ。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 ここか。これ皆さん削るで、総意であればもう削ってしまってもいいと思うのですけれども、要らないですか。いいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松野豊委員長 では、削りましょう。では、この2行削ると。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 基本的なことだけちょっとお話しさせていただきますけれども、今第1章、目的のところ、この条例は日本国憲法に定める「地方自治の本旨に基づき」とあったのですけれども、条文の中でかぎ括弧はそぐいませんで、並べて書いていってしまいますので、ちょっとそこだけ。

松野豊委員長 いや、でも入れてはいけないという決まりはないでしょう。例えば福島町もかぎ括弧使っているよ、前文の中で。前文使っているよ。

竹内議会事務局主査 前文はいいのです。

松野豊委員長 前文はいいの。前文の中はかぎ括弧使っていて、目的使っているよ。「わかりやすく町民が参加する議会」で、「しっかりと討議する議会」「町民が実感できる政策を提言する議会」。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 そぐわないというだけね。法規のほうはそぐわないと言いますが、こっちが入れるのだと言えば、入れてはいけないという、法律違反しているわけではないので。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 もっともっとは、もともとは最初私たちがつくった文案には入れていなかったのですけれども、法規担当というか、法制担当の吉原さんと話したときに、要するに市民に信頼され、存在感のある議会運営に取り組まなければならないと書くと、これ非常に、別に皮肉っているわけではなくて、お役人さんの発想だなと思いましたが、では今市民に信頼されていないのか、存在感がないのかというふうにとらえられる可能性があるから、余りこういうのは入れないほうがいいのではないかという御意見があって、いやいや、これは入れましょうという話をしたところ、ではもっともっとの表現を入れましょうみたいな、そういう背景があったということです。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 さらにとか。なるほど。では、更々にしましょうか。さらに市民に信頼され、存在感のある議会運営に取り組まなければならない。前文はいいですか、概ね。持ち帰っていただきますけれども、ベースとしては。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松野豊委員長 では、これ後で印刷して皆さんにお配りしますので。

田中人実委員。

田中人実委員 当初この委員会の中で、酒井委員から提案があつて、キャッチフレーズを決めましたよね、議員でまず投票して、市民の方からも。このキャッチフレーズの取り扱いというか、今後どう、その辺の議論はどうされるのですか。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 今のお答えになるかどうかわからないのですが、このキャッチフレーズを決めたときには、できれば条文の中のどこかに反映させていければというのが一つありました。さらにシンポジウム並びに報告会の中では、キャッチフレーズについては今後この特別委員会の活動の中で生かしていきますということになりました。そこで、これがいいかどうかは別としまして、この素案につきましても条文につきましても情報公開していく予定になっています。その中で、一番前の今日お配りしている資料の表紙になるのですけれども、これはずっと残りますので、ここに「今変わる流山市議会」というタイトルをつけて、これはずっと残る形のものとして使ってというか、ここに残していくという形を考えております。

松野豊委員長 補足しますと、実は前文案考えたときにも副委員長と一緒にこのキャッチフレーズせっかく決めたから、前文の中か目的の中に入れられないかなという協議もしたのですけれども、ちょっと決定した「今変わる流山市議会」だと入れづらいのです、正直。入れづらかったので、かがみに出すかということで取り扱いにしました。

では、前文はいいですか、これで。目的もこれで大丈夫ですか、目的素案。

解説文案も一応読み上げておきます。条例の目的を市民に開かれた議会の実現に向けた議会運営の……ここだからちょっとまだこれ議論していませんけれども、さっきの28条のところとあわせて今日議論しなければいけませんけれども、一たん最高を外しています、ここは解説文案の中でも。あと、目的のところでもです。規範的事項をというふうにしています。この条例は、日本国憲法に定める「地方自治の本旨」に基づき市民に開かれた議会の実現に向けた議会運営の規範的事項を定めることにより市民の負託に的確にこたえ、市民の福祉向上及び市勢の進展に寄与することを目的とするというふうにしています。解説文案で、条例の目的を市民に開かれた議会の実現に向けた議会運営の、これも一たん最高をここでは外しています。議会運営の規範事項を明文化することにより、市民の福祉向上と市勢、これは市の勢いというふうにあえてしていますが、市勢の進展としていますと。ここでの地方自治の本旨とは、住民自治と団体自治であります。ありますって、ちょっとこれかたいかもしれない。表現これは後で調整しますけれども、団体自治であります。住民自治とは、その地域の住民の意思に基づいて地方行政の運営が行われることをいいます。団体自治とは、地方の運営は地方の住民の意思を反映した国とは別個の統治機能によって行われることをいいます。つまり国の政府から独立した地方固有の政府の存在を認めるものです。地方の実情は、地方によってさまざまであり、これを国が一元的に処理することは非効率で不合理である、だから各地方に決

定権をゆだねるべきであるという地方分権の考え方の源ですというふうに解説には載せました。一応概ねオーケーということでしたが、先ほどちょっと議論が途中になっている最高を入れるかどうかという、28条のところも含めていかがでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 目的素案はこれでいいと。それで、28条のほうに最高規範を入れると。議会運営上の最高規範性ということをはっきり入れてほしいと、私のほうは。ですから、こちらのほうに入れると、あちらのほうがおかしくなるので、だからこちらのほうには……

松野豊委員長 規範性でいいということですね。

戸部源房委員 うん、規範性でいいと。私の案はそういうことです。

松野豊委員長 案は、28条になるかどうかは別として、もっと前に持ってくるかもしれませんが、この28条の1項の議会運営の最高規範的役割を担うものとするというふうに入れるということですね。

ここはちょっと議論かと思いますが、いかがでしょうか。さっき議論し尽くしたから出なくなりました。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 私としては、条例は並列であるという松野委員長の教えを受けておりますので、そういう中で規範性は担保する部分が目的にうたわれておりますので、あえて最高規範をうたわないということで流山が独自に骨子から積み上げてきた成果がここに記されるのであって、最高規範ということをあえて入れる必要はないと私は思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 さっきも言いましたけれども、私は固執しません。別に本質的な議論ではないから、そこは。どうしてもこれではないとだめとしがみついている人たちがいるから、それはそれで合わせてもいいですよ。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 いやいや、だからいいではないですか。固執しないと。僕も固執しません。一委員として発言すれば、最高を入れるか入れないかは、僕も固執しません。とにかく規範性である、思いとしてというか、意味としてこれが要するに最高なのだと、議会運営の中の一番規範にしなければいけないことなのだとということが趣旨として入っていれば、言葉としての最高規範という言葉はない、造語ですから、どうかなという思いはありますけれども、別にそこは僕も乾委員と一緒に固執しません。皆さんが最高規範と入れることでまとまるのであれば、合議制ですから、それでまとめて、とにかく3月、この細かいところで議論して、これが一本化されないで3月上程できないというのはちょっと困るといえるか、本末転倒なので、そこは余り本質的にこだわりませんけれども、多分今日これやってもずっと平行線だと思うので、先ほど来申し上げているように、一たんこれでそ

ういう御意見が両方出たと、28条については、もちろん28条ではなくなる可能性、前にいく可能性はありますけれども、ここどうするかというのはちょっと会派に持ち帰っていただいて、皆さんの意見もまとめていただきながら、23日に最終的に決定すると。場合によっては多数決ということも最悪起こり得るかもしれませんが、特別委員会の中でも。そうでないとまとまらないですから、特別委員会の中で上程できないですから、それはちょっと1週間皆さんいろいろ考えてほしいと。議論も含めて考えていただきたいということで、宿題にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、前文、目的は後ほど印刷をかけます。今日中にお配りしますので、終わってもまだお帰りにならないようにお願いします。

もう一つは、このまま流れで今後のスケジュール、次第書の2番に入っていきますけれども……
乾委員。

乾紳一郎委員 さっきも結論出なかった部分で、文書質問のところなのですが、これだけではないですけれども、要するに当局と協議しないと盛り込めない部分というのがほかにあるのかもしれないので、その辺についてはただ文書をつくれればいいということだけではないので、ちょっと事務局の見解をお聞きしたいのと、この文書質問だけではなくて、やはり当局にも一定の、これは正副委員長代表してやっていただければいいと思うのですが、こういうふうなことを考えているのだけれども、知らんぷりしないでねということはやっておかないといけないと思うので、その辺のことをどうするかということで。

松野豊委員長 文書質問のところに限らず、全体もそうですね。

乾紳一郎委員 ええ。文書質問については、さっき昼休み時間のときに当局とも意見交換したので、その辺で当局としての見解があれば。

松野豊委員長 見解があればということですね。

ではまず先に、文書質問の見解は、吉原係長ですね。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時15分

松野豊委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開します。

文書質問のところの事務局見解を伺いたいという乾委員からの御意見ありましたので、ちょっとお願いします。

吉原係長。

吉原議会事務局係長 済みません。まず、地方自治法の121条のほうに、長及び委員会等の出席義務

がございまして、その出席することによって初めて執行部のほうは質問された場合の答弁ができるという形になりますので、例えば閉会中になりますとこの出席もしていない状況になりますので、それに対しては何か質問があったとしても回答ができないという形になりますので、やはりこれは出席要求してある間だけでしたら、文書による質問も可能だと思いますので、そのために閉会中はちょっと……

松野豊委員長 閉会中はまずい。休会中だったらできる。

吉原議会事務局係長 休会中でしたら、出席要求というか、そういう形でやっておりますので、できるのではないかなと思われま。

松野豊委員長 よろしいですか。意味わかります。

乾委員。

乾紳一郎委員 さっきの見解を吉原さんから示されて、幾つか議論したのですけれども、私自身は規定としている地方自治法の条文というのはあくまでも開会中の議会についての規定なので、閉会中についてはできないとも何とも書いていない……

松野豊委員長 想定していないから。

乾紳一郎委員 うん、想定していないのですよ。だから、そういう意味で言えば、僕は解釈上できないとは思わないのだけれども、ただ相手があることなので、これについては議会として文書質問というふうな形の制度をつくらうということで議論しているのだけれども、当局としてそれを受け入れる、そういう素地があるかどうかというのは、やっておかないと。その趣旨として我々は開会中だけではなくて、閉会中も当局の監視する機能をもっと持たなくてはいけないということで、そういう議論の上にこういう制度を設けようというふうにしてきたのだけれども、それを当局としてはちゃんと受けとめてくれないかという話をして、そこで調整つかなければ今後の課題という形にせざるを得ないかなというふうに思います。

松野豊委員長 一たんそれ聞いてみますが、多分全部署には聞いている時間がないので、代表的な部署に聞かざるを得ないと思うのです。本当だったら、全部署に聞かないといけないと思うのですけれども、ただそうすると1週間で集約できそうになさそうな気もするので。

松野豊委員長 市長でいいですか。

乾紳一郎委員 市長の考え方だと思います。

松野豊委員長 なるほど。わかりました。では、それは宿題としていただいて、23日までにフィードバックできるようにします。

あとは、今後の段取りに入って大丈夫ですか、とりあえず今日のところ。吉原係長、ありがとうございました。まず、改めて正式にですけれども、ずっと先ほど来何度も繰り返し申し上げていまして、23日やっぱりやらせていただきたいのです、予備日でとっていましたが、それで、一応午前中で何とかしたいなとは思っていますが、9時半から12時でいかがでしょうかという。場合

によっては午後に割り込むかもしれないので、一応2時か3時ぐらいまでは御予定あけておいていただきたいなど。

戸部委員。

戸部源房委員 農業委員会が3時から始まるのですよね。だから……

松野豊委員長 2時がデッドライン……

戸部源房委員 そのくらいにしてもらおうとありがたいです。

松野豊委員長 では、最高延びても2時半までで、なるべくお昼、午前中で終われるようにしたいと思いますが、ちょっと何が起きるかはわからないので、最高延びても2時半までということで、ここでもうほぼまとめたいというふうに思います。

前文、目的についても、その他以下条例についてもそうなのですが、会派に持ち帰っていただいて、ほかの特別委員以外の皆さんにも御意見なりいただきたいと思います。そのときに、一応共通見解としてルールを確認しておきたいのは、今までの議論の積み上げでここまでできていますので、今までの議論に全くなかったことが新しくぽっと出てくる可能性があるわけです。我々委員はわかっているから、いいのですけれども、ほかの委員以外の議員さんにこれをそれぞれ会派に持ち帰って見せていただいたときに、いや、これが抜けているではないかとかこういうことはどうなのだとか全く新しいことを入れるのは避けたいと、今までの議論の中で。それが仮にいいアイデアだったとしても、一たんはこの3月の上程はこれをベースに上げて、何度も繰り返していますけれども、2年ごとに見直しをかけていくわけですから、新たな、例えばこの議論の中でも出ていますけれども、通年議会とか、そういうことはまた改めて検討して、次のフェーズというか、第2フェーズで考えていくところの基本ルールだけ確認をさせていただいて、皆さん持ち帰っていただいて、前文、目的、あと全体、御意見を伺っていただければなというふうに思います。

もう一点は、細かいてにをはについては、今日もいろいろ御指摘をいただいたのですけれども、結び方どうするかとか表現どうするかということは、法規審査がこの後ありますので、正副委員長の調整に御一任をいただきたいと思います。ただ、23日まで1週間あるので、ちょっと総務の法規担当のスケジュール確認してみないとわからないですけれども、ざっと見せて、何か気づいたところがあるようだったら、23日までの間に一回持っていってみようと思っています、総務の法規担当に。ざっと見てもらって、何か気づいたところがあったら、軽くチェックしておいてもらって、それは正式なチェックではないですけれども、皆さんに23日の朝冒頭に御報告できるようにはしておきたいなというふうに思っております。ここまでよろしいでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 うちの会派22日会議やる予定なのですよ。それで、この素案それまで1部でもあればいいのですけれども、それコピーしてやりますけれども、それできますか。

松野豊委員長 これ今日幾つか直ったものを今その場で打ち直していますので、これをすぐ私のパソ

コンから事務局のパソコンにメールして、事務局のほうで、今日すぐ出すというのはちょっと難しいかもしれないので、皆さんに郵送なりメールなり何かしらの手段で早い段階で、できれば今日中に、それぞれほかの会派さんも議員さんの集まるスケジュールの関係とかあるでしょうから、なるべく早いタイミングで渡せるようにします。前文と目的については、今日この場で終わり次第すぐプリントしますので、繰り返しになりますが、委員会終わってもちょっとまだ帰らないでくださいというか、委員会室からは出ていただいているのですけれども、会派の部屋なりどこかでちょっと待っていただきたいというお願いです。よろしいですか、ここまで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、もう一つ、今日も出ましたけれども、以前議論が出ていたほかの議員さんたち、要するに特別委員以外の議員さんたちに少し説明、レクチャーをする時間をどこかでとったほうがいいのではないかと出ていたのですが、それは1つは今申し上げた、各委員が各派に持ってかえていただいて、23日までにいろいろ意見を聞くという際に、それぞれ会派で集まっていたら、各委員さんがそれぞれ少し説明はしておいていただきたいと。もう一つは、もし全員協議会で説明をしたほうがいいという、これから議論なのですけれども、皆さんがそういうことであれば、事務局と事前に整理をしたのですが、定例会前にはできそうにないのです。今回3月定例会、少し前倒して、自治基本条例がある関係で2月9日が全員協議会方式の議案説明会になっているのですが、一応事務局、正副委員長案としては、2月9日の1時半からの議案説明会が大体通常ですと1時間半から2時間で終わりますので、その終わった後に少し15分から30分休憩をとって、1時間ぐらいで委員長である私のほうから簡単に要点だけ説明をします。ただ、それはあくまでも最終説明なので、そこで質疑応答とかやっているとその文言おかしいのではないとか訂正が入り始めるので、そうするとまた收拾つかなくなるので、それは避けたいと、正直。なので、1時間一方的に説明するという形になるかもしれませんが、それをやるかどうかです。要するに今日から1週間の間で少し各委員から議員さんに御説明いただいた上で、さらに全協、議案説明会終わった後にその機会を持ったほうがいいかどうかについて御意見をいただければと思います。

戸部委員。

戸部源房委員 私は、やったほうがいいと思うのです。実際問題議会基本条例というのは我々特別委員会だけではないわけですね。議員全体がこれに邁進していかなければいけないという問題ですので、これはぜひとも全体的には一回やらないとだめだと。

それから、個々の問題は、特別委員の皆さんあるいは委員長、副委員長もいますから、それは対処するとしても、これはやっておいたほうがいいと。

それから、今度は運営段階になりますよね。そのときは、また別な形になると思いますけれども、常にやっていかないと、制定しましたけれども、実際運用段階で何もやりませんではどうしようもないので、これはぜひともやっていただければと思います。

松野豊委員長 あとは、皆さんの議論でぜひやれということになればやるのですが、個人的には意味あるのかなというクエスチョンマークが僕の中にはあります、提案しておきながらなんです。では、具体的に1時間何を説明するかというと、これ読み上げるぐらいしか浮かばないのです。例えばこの特別委員以外の議員さんが全部事前にこれに目を通してきて、解説も含めて、これはどういう意味ですかとかこれはどんな意味ですかみたいなことのやりとりだったらイメージわくのですが、一方的な説明という事務局からの提案もあったのですが、ただつらつら読むだけで終わってしまうかなという気もしているのですけれども、それでもやったほうがいいということであればやるのですが、その辺のアイデアも含めて、いただければ。

田中人実委員。

田中人実委員 これは、前のときに私も提案したのですが、そのことと直接連動はしないのかもしれないけれども、松戸市議会が流山ほど……

[何事か呼ぶ者あり]

田中人実委員 そうそう、議論ないままつくって、本会議で質疑、討論を求めたら、省略したと。本来質疑あれば、堂々と答弁してやるべきことなのですよ。そんなこともあって、説明はしておいたほうがいいのかなと。

松野豊委員長 だから、質疑も受けてもいいのかなと、場合によって思っているのですけれども。

乾委員。

乾紳一郎委員 説明は、全文読むということよりも、ポイントどころだと思っただよね。大事な議論、大事な規定は何なのかということで、この流山の議会基本条例素案に盛り込まれた精神みたいなもの、そこを説明をすればいいと思うの。だから、あとは読んでくださいと。質問についても、会派から出ているので、ぜひそちらのほうに質問してくださいということで、要するに言いたいことだけ言うというの、ある意味でいうと。それがいいのではないかなと思いますよ。

松野豊委員長 それでいうと、前文と目的は、もちろん23日もう一回議論しますけれども、きちっと説明しないといけないのですけれども、あとは……済みません。最初出したのちょっと意見が議論しながら変わってしまっているんで、混乱させてしまうかもしれないですけども、逆に読んできてもらって、質疑応答をどんどんやってもらったほうが、時間区切ってですけども、そのほうがいいかなという気もしなくもないのですよね。これはこういう議論があつてこうなったのかという話でも……

田中人実委員。

田中人実委員 重要な議論は、どうなるかわかりませんが、最高規範をどうするかというところで意見が出たと。1週間私も考えてきますけれども、それは議決するのかわかりませんが、そういったことが、いろいろ主立ったポイントを……

松野豊委員長 僕の主観が入ってしまうのが、ちょっとそれでいいのかなと。

田中人実委員 だから、それはこういう議論があつて、こういう結果になりましたと。委員長が判断して決めたわけではないのだから、別に。

松野豊委員長 中身の主観ではなくて、かいつまんで説明するとき、何条と何条、どこが重要なところかというのが……

田中人実委員 それは、事務局と相談してもらつていいです。

それで、基本的には議会が提案するものだから、全会一致で成立するのが望ましいという前提ではあるけれども、これは議会制民主主義だから、本会議で割れても、それはしょうがないと思うのです。そういうことです。

松野豊委員長 順番に、済みません。

乾委員。

乾紳一郎委員 あとは、要するに本会議の審議をどうするのかというのはちょっと考えなくてはいけないのかもしれないと思うのです。

松野豊委員長 質疑、討論はありでしょうね、当然。

乾紳一郎委員 うん、質疑、討論はありでしょうね。

松野豊委員長 当然ありでしょう。僕受けてたちますし、委員長としては。

乾紳一郎委員 そういう本会議の審議をきちつとどういうふうに進めるのかつて、よくずっと積み上げてくると、余り本会議でやらないで、結果だけということがあるから、その辺どうするのかということをおつと考えなくてはいけない。

松野豊委員長 でも、もしかすると、討論は出るのでしょうかけれども、議員の皆さんから。質疑出ないかもしれないですしね。

戸部委員。

戸部源房委員 全協の件だけれども、私はポイントをあれして説明したほうがいいと。これ実際問題私どもも何回もやっているのだけれども、おまえたち読んでこいと言つたつて、なかなか読んでこないの。だから、ポイントやつて、それで問題点になつたところはこうだということをおつて、それで何か質問があれば答えるというような形に基本的には持つていつたほうがいいの。

松野豊委員長 わかりました。

伊藤委員。

伊藤實委員 皆さん、全協で説明はやるべきだと言つています。私もそう思います。ただ、せつかくですから、条例案を提案するわけですから、事前に資料をおつておく、そうでないと9日の全協後の説明もわからないと思いますので、よろしくお願ひします。

松野豊委員長 わかりました。

あとございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、もろもろアドバイスありがとうございました。

一応こちらでどこがポイントかというのは、先ほども申し上げたように僕の主観が入らざるを得なくなってしまうかもしれませんが、皆さんとこれだけ議論積み上げてきましたから、そんなにずれないと思うので、先ほど言った最高規範のところだったり、あと反問権のところだったり、今ぱっと思いつく限りでは幾つかありますけれども、ちょっとそれでかいつまんで説明するようにしたいと思います。

あと、草間研究員。

草間研究員 ポイントもそうなのですが、経過が流山の場合は一番のポイントだと私は考えておりますので、経過についてまとめていただいて、何回審議をして、かつ正副委員長もこれだけ素案準備にかけたというものを一つ資料で用意していただくといいのかなと。これ市民の意見交換会も含めてです。これは、後々にも非常に重要になってきますので、経過についてはよろしく願いいたします。

松野豊委員長 アドバイスありがとうございました。では、議会基本条例特別委員会が発足して、その前ぐらいから書きますけれども、議運でそういう議論が出てきて、特別委員会つくって、今草間研究員からもアドバイスいただいたように、シンポジウムやって意見交換会やって、キャッチフレーズ決めてとか、そういうのはポイント、ポイントで僕のほうでまとめて、こういう経過を経ていよいよやっと成文の前のものでできましたというふうにしたいと思います。それから、伊藤委員から御指摘あった文、印刷はあらかじめしてお配りするようになります。今日の時点でのものは、すぐに1部ずつ皆さんに印刷をしてお渡ししますので、あとは会派の会議されるときは大変お手数ですが、それぞれコピーいただいて、御説明いただければいいかなというふうに思います。

戸部委員。

戸部源房委員 協議会やると、懇談会があるのだよ。だから、懇談会を1日ずらしてくれないと。

松野豊委員長 もうずらしているみたいです、事務局のほうで。

戸部源房委員 ああ、そう。それならいいけれども。

松野豊委員長 はい。通常ですと、その当日の午後から各会派と市長部局の懇談会ありますが、次の日からするように手配しているようです。

では、今後のスケジュールについては以上です。

その他で何かございますか、皆さん。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、事務局何かある。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 一たん閉めてしまっていていいですか。

では、本日は本当に長時間にわたりありがとうございました。お疲れさまでした。一たん閉めま

す。そのままお待ちください。

以上をもちまして議会基本条例特別委員会を終了します。

閉会 午後 4時35分